

令和4年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第3号）

1 令和4年3月22日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

9番	上青木 至	1番	閑田大祐
----	-------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川野義彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	池田真二	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	河田昭司	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） おはようございます。

本日、トップバッターとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

先日の定例会2日目でしたか、令和4年度施政方針で、町の第2次総合計画で定めた海景色の映えるまちを目指し、健康でいきいきと暮らせる町、活力ある地場産業の育成、安心・安全に暮らせる町、教育の島構想の促進の4つの施策を重点に取り組んでまいります。これらの施策に取り組む前提としてSDGs理念を踏まえ、DXの推進、並びにカーボンニュートラルなど、持続可能な社会の実現を目指した取組を進めてまいりますと町長は発信されました。この内容で直接的に触れたわけではないんですが、町の発展をする上でインフラ整備は切っても切れないものだと思います。

本日は、私だけではなく他の議員からも今まで度々質問が上がっている道路について、その中の大崎上島循環線についての質問をさせていただきます。この後、他の議員と質問が重複する部分がありますので、重複のない箇所として3か所について質問させていただきますと思います。

質問通告内容ですが、道路について、今までいろいろな議員から質問があったと思う。その都度、県に要望している、県と協議を進める、地権者の情報収集に努めるなど、答弁をいただいている。県道、町道、農道など、たくさんの問題や要望があると思うが、道路を使う方は業務上必要だったり、生活で必要だったり、置かれている状況により立場はいろいろとあると思うが、島内生活には車での移動が必要不可欠だ。特に、高齢化が進んだ町内事情で、年齢が上がるにつれ判断や行動が遅れがちになると言われるが、町内を移動する中で循環線や主要道路に難のある道路がある。極端に道幅が狭く非常に危険な状態で、非常に危険な箇所がある。島内で車の離合、大型車通行が特に危険な3か所、古江地区、木江トンネル下、及び信号から天満港までの大田木ノ江線でしょうか、あと岩白地区から外表地区の一部について、どのような要望活動、協議、情報収集をしているのか、またその成果はという内容で通告させていただいております。

先に断っておきますが、ほかのいろいろな要望も含めた要望書でまとめた内容をもって

要望しているなどの答弁は当然のことなので、質問の本意ではありません。町として、また担当課として、具体的な要望や協議、また地権者の情報収集や用地買収についての協議、お願い事項など、現実的に進んでいる内容の答弁を求めます。あわせて、町としてどれくらい本気で取り組んでいるのか教えていただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

まず、町として全体的な話からになりますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

島内で車の離合、大型車通行が特に困難な3か所については県の所管になりますので、町としての要望活動、協議、情報収集と成果についてご説明いたします。

県に対しての事業要望活動は、毎年秋頃に県の所管である道路、急傾斜、港湾、漁港、砂防関係について要望し、地元での状況が変化した場合はその都度県に情報提供し、今後の見通しについて協議しております。また、例年5月頃開催の県営事業説明の際にも事業状況等を確認するとともに、必要に応じ要望、協議等を行っている状況でございます。

個別の件については、個人の特定ができるようなものは差し控えさせていただきたいと思いますが、まず古江地区については平成10年から本工事に着手し、平成26年度までで用地取得困難箇所を除き、工事は完了しております。用地困難箇所については、継続的に用地取得を目指しておりますけれども、現時点では用地取得のめどは立っておりません。次に、大田木ノ江線の木江側ですが、長年継続して要望した結果、令和3年度に県の道路整備計画に位置づけられております。町の実情を訴え続けた成果とっております。この県の道路整備計画に位置づけられたことから、今後も事業推進について県に要望してまいります。そして、信号から天満港間については、県の道路整備計画に位置づけられていないことから未検討となっております。岩白地区についても、県の道路整備計画に位置づけられていないことから、今後も道路整備要望を継続してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） すみません、最後の岩白の前、もう一回お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 岩白地区についても、県の道路整備計画に位置づけられていないことから……。

○7番（水橋直行君） すみません、そのもう一個前、聞き漏らしました。

○建設課長（藤原通伸君） すみません、信号から天満港間については、県の道路整備計画に位置づけられていないことから未検討のままです。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） すみません、一つずつ、今4か所というか、木江に関しては2か所、木江は今県が特別にやってくれようというのと、信号と天満の間と2か所ありましたので、計4か所ほど、一個ずつ確認させてもらいます。

今の古江地区なんですけど、平成10年から26年、個別の案件なんで控えさせてもらいますという部分が一番大切なところの区間だと思うんですけど、個人との交渉の内容を細かく教えてほしいとは思いますが、個人のことなのでそこに関して細かく追求するつもりはありませんが、今平成でいうと34年、5年ぐらいになると思うんですけど、もうかれこれ10年近く前に止まったままなんです。その上でですけど、用地買収ができていません。そこについては言いませんというのは、この10年間何もしてこなかったということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 用地交渉自体は県と連携をして地権者に当たっている、年に1回程度は、去年でいうと年2回程度は当たっているというところと、それと地権者の気持ちが少しずつ変化しているかどうかというのを確認してもらおうと、それから社会情勢についても県は協議していると聞いております。今のところ、古江地区については地権者の意思が固く、なかなか用地の買収には至らない現状が変わってないというふうに聞いております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 10年間ずっと同じ状態だということですよ。この間にほかに、例えば迂回するとか、何か違う対策を考えることというのはしてないんでしょうか。

というのは、あそこは、以前に僕、質問でもさせてもらったと思いますけど、垂水港から白水港までの区間で、島内では一二を争うぐらい車の通る場所だと思うんですけど、ひやっとするような状態に僕はなったことがありますし、目の前でぶつかりそうという状態を見たこともあります。島内の方は意外と知っとるんで控え目のスピードで行ったり、気をつけながら行ったりするという状況にあるのは確かですが、仕事等々で来られる方、また観光で来られる方を含めて、あの道自体を知らない人たちも通っています。しかも、島の中での主要道路だと思いますが、その状態を平成10年から着手して順次やっていきま

した。確かに前後の道は大分広うなっとなるんですが、あの部分だけが特に狭くなっている
ので特に危険な場所になってると思うんですが、その辺に対しての対応はされないんでし
ょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 基本的な方針は県のほうになりますのでここで詳しくという
か、私がどうする、こうするという話にはならないんですけども、県の道路整備計画に
定められたということはその路線で推進していくという県のほうの方針があります。その
ため、迂回路については、そう簡単に路線変更するというふうな変更はないものと考えて
おります。ただ、危険な状態というのは認識しておりますので、その辺の実情を地権者に
強く訴えていくという方針でただいま進めているところです。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） すみません、初めに断っとくのを忘れておりました。

県の道路だというのは僕も分かっています。だから、いつもここで、県のものなので分
かりません、町はどうもできませんっていう回答しか今までいただいておりません。その
中で、あくまでも県のもは当然なんです。分かっています。その中で町がどのような動
きをしとるんですかというのを僕は聞きたいんであって、先ほど言うたように、まとめた
要望等はしていますでしょうし、要望書を出す前にこういう形の要望書を出すんじゃとい
うのは目を通させてもらってますんで、包括した全体的な要望の中の一部であるのは僕も
目にしたことがあるので、間違いなくやってるのは確認させてもらっています。そうでは
なくて、例えばこの案件も含めてですけど、県との協議をしますってここで答弁されてい
るのは、その要望書を出します、それをもって今言われたような答弁の内容が県からも恐
らく返ってくるんだらうと思うんですが、それは協議じゃなくて要望に対する回答をもら
っとるだけでしかなってないと思うんです。

実際に協議というのは、例えば担当課として、県にも担当課があって、そこの担当さん
であったり上長であったり等々、こういうふうなのをどうしよう、ああしようという会話
を持って初めて協議だと思うんですが、そういうことはされていますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この場では申せないことが多々ありますので。県とは細かい
話を実はしております。ただ、今この場で申し上げることはできません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） いや、内容は、協議の内容として細かいことをここで発表というか、答えてもらうのは確かに難しい部分だと思います。県のどの担当課とお話をされとつてですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 用地課になります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 用地課の係はどこでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 去年、私が話をしているのは課長と話をしております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 去年というのは、今年はまだ3月、3か月近くたっていますけど、去年の話ですか。しかも、年度末なんで、年度末って結構そういうまとめた話をよくすると思うんですが、去年の話ですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 実際に膝を詰めて細かい話をしたのはそうなりますけれども、今年度については県の災害復旧という事情があって、災害復旧のほうに用地課は全力を注いでいるので少し待っていただきたいという形があって、今年度については事業進捗が進んでないというのもあったんですけども、細かい話ってというのはできてない現状があります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） この場でいつも言う内容と大きく変わらないと思うんですが、10年それで放置された道路です。協議してますで前に進まんなら違う方法を模索していくのが当たり前だとは思いますが、県なので難しいというさっき答弁でしたが、その辺についてはどうお考えでどのような対応をされていますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 繰り返し答弁になるんですけども、その辺は、路線変更については難しいと私も認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、私もという話だったんで、何をもって難しいんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道路を一度計画しますと、ここまで道路前後の改良が進んでおります。その短い区間で再度路線を変更して道路改良をするということが県の認識としても難しいというふうに認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） そうやってできない理由はすぐぱっと出るんでしょうけど、それをもって町民を危険な状態に置いています、それでいいんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 決していいとは思っていないので、協議を進めているところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ここの古江については最後にしますが、いつをめどに対応というか、結果が出せるような動きで協議等々進めていこうと思っていますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 10年前から早期にというふうに考えておりますけれども、実情はなかなか難しい現状があります。その辺はご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ここは最後と言うたんでこれでやめますが、早期に早期にだけでいつも逃げられとって、これはスタートからいうと担当課の課長は何人も替わったと思うんですが、また長が替わったら仕切り直しになるようなことにはならないように、早期な対応、それこそ今すぐにでも対応していただけるような状況にしていきたいと思えます。

あと、次に木江から大田木ノ江線についてですが、まず信号から天満港についてはやらないような方向性みたいな話だったんですけど、この辺についてはどのようにお考えでどのような対応をしていっていますか。もしくは、いこうと思っていますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 信号から天満港については、まだ県の道路整備計画にのっていないということで、この辺は道路が1車線のところがあります。当然、町としては県に要望していくことになります。ただ、要望していくに当たって、まず大田木ノ江線のほう、トンネルから信号機までを優先にしていきたいと思いますということで今考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） あの場所が計画にも入ってないって、これも前回の質問で同じことを言わせてもらったと思うんですが、天満港って町の四国側の玄関口と町は言われてると思うんですが、玄関口を車が通れないのにそれだけでいいんですか。これは何年、町ができてもう十数年あのままだと思うんですけど、そんなもんでええんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） いいということではなくて、その辺は町もしっかり認識しておるところです。そのため、実情を訴えて、県のほうに毎年訴えて道路整備計画にまずのせてもらおうと。のったものは肅々と進捗させていただくというふうに毎年要望しているところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 先ほども言わせてもらいましたが、要望書ってまとめたものを全部、用意ドンで出すやつなんで、その中の重要点をいろいろ出していくための要望書としては必要な、大切なものだと思いますが、町を住みやすく安全にって言っている割には不安全なところってすごい重要なところだと思うんですけど、これからまだ活性化させていこうというつもりがあるんだと思うんですが、僕はそのつもりでここに立たせてもらってるんですが、そのためには大切なインフラの一つというか、トップクラス、一番と言っても過言じゃないぐらい大切なものだと思うんです。

何でもかんでも隅々まで、細かい道路も全部広くせえというのは、これはナンセンスだと僕は思うんですが、まず主要道路、ぐるっと一周回れる道路、これが確立されてないにもかかわらずそのまま放置されてる状態、駄目だとは思いますが、年1回の要望だけで済むような話じゃないと思うんですが、そこについて、僕、本気度はどこにあるんですかっていう聞き方なんですけど、そのままですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現在、道路改良が進んでない狭隘区間については、それぞれ問題があって止まっている箇所でございます。当然、地元の状況が変わればその都度状況を報告して協議しておりますけれども、懸案事項についてはすぐに進むものではないので、年1回、県とすり合わせをするという形で現在進めております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 年に1回すり合わせをします。それだけでできると思いますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） これまで町は、いろんな地元の状況を把握して、またいろんな情報を、得たものを県に提示して試行錯誤した結果、今止まっている状況でありますので、これを打開するにはまた社会情勢の変化等が必要となってくるというふうに私のほうは認識しております。ただ、このままでいいというわけではありませんので、その辺は社会情勢、また地元の状況を見ながらその都度県と協議していきます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） スピード感を持った対応をお願いします。これも多分堂々巡りになると思うので、次に行きます。

信号から……。

○議長（信谷俊樹君） 一回座ってくれる。

○7番（水橋直行君） はい。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） トンネルから信号までの間なんですけど、ここもずっと狭い。ここで接触事故をするのをちょこちょこ僕は見ますし、僕は軽に乗ってるんですけど、軽同士の離合もなかなか厳しいところで、ここも交通量の多い場所だと思うんですけども、ここもいつまでもこの状態だと思うんですけど、今までと同じ質問の繰り返しですけれども、ここについても今までと同じ答弁なのか、それとももっと重要な施策、方法等々、考えがあるのかお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 基本的な回答は同じになります。ただ、この部分については県に強く申し入れて、県のほうも認識したことから今別メニューで信号から少しずつ広げているところです。これが有効活用されて全線2車線と歩道になるよう、これからも県に要望してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 別メニューというのは路線を変えるという意味ですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 国の違う予算で執行しているということで、信号から今、浜田電機の前の方が更地になっている部分があると思うんですけど、部分的な買収を、道路改良より小規模な予算になりますけれども、執行することができるということで要望し

て、県のほうも少しずつ動いていただいている状況です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 用地買収ができてないのは予算の問題であって、地権者との協議がうまく進んでないものと認識していいですか、今の答弁だと。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道路改良全体の話と少し区別していただきたいんですけども、今事業を進めている、小規模な予算で行っている事業については用地交渉で止まっているわけではなくて、県の事業メニュー、予算が小さいために買収とか工事が大幅に進んでない、少しずつの進捗になっているという状況です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） これは僕の認識が違ってたんですか。用地買収ができてないから一気に進むはずのものが進んでないと認識しているんですけども、その上で8年前でしたか、9年前でしたか、ここの本会議の場において、県と協業をしていますって言う担当課長がおられました、そのときに、僕が先ほどと同じように、どこの誰と協議をしとらんかっていう説明を求めたときに、いや、実はしてませんでしたっていう答弁、やり取りがここであったと思うんですけども、そのときの質問ともまた違うということですか。用地買収が進んでないわけじゃないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 七、八年前になると、そのときは道路改良を要望しているということで、道路改良というのは予算の大きいトンネルから信号機まで一括した道路計画という意味です。今、事業が進んでいるのは、部分的な50メートルから100メートルぐらいの事業区間を設定してそこを中心に改良していくという違うメニューで事業を進めているところです。小さい区間の事業については、県に少しずつ事業進捗していただいている状況です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） それは答弁がすり替えですね。できなかったのを、予算を小っちゃくしてできるところまでいきましょうっていう話だということですよ、今の話だと。破綻しました、一度っていうことですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） かなり昔の話になりますけれども、道路整備計画の概略設計

を行うという案も県のほうは模索していたようでございます。ただ、その案については途中で消えてしまって、私が課長になったときはその計画は白紙に戻っておりました。ただ、令和3年に再度、県の道路整備計画に上がったことから、まず概略設計をしていただくというふうなスタンスで今年度進めておるところです。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 確かに、これは今の課長が係長時代の話だと思います。なので、確実に協議の輪には入ったと思うんで、知らないことはないと思うので今答弁をしていただければと思うんですが、もともと道路はやるつもりだったんですよね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） トンネルから信号機までの間については狭いという認識がありましたので、その道路整備要望について県にしているというのは昔からずっと変わっておりません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） その中で、できない理由はもろもろいろいろあったと思うんですが、できないならできないで、先ほど古江でも言わせてもらったとおりですが、例えば迂回するとか、やり方を変える。小刻みにやって、結局、不便なのをそのままいつまでも残しとつても古江と一緒に、一部残ったら結果全部できてないと一緒にだと思うんですが、危ないのは一緒なので。

りの面の工事をするときにも、急傾斜をやるときでも、一度かかった工事は最後までいくので予算の次のところに行かれませんかとかというてよく答弁されていますけど、道路も一緒だと思うんですが、道路も途中で駄目だったから別の方法をというのが、小刻みに別の方法で素早くできるなら当然やるべきだと思います。迂回したら早くいくとか等々含めて、いろんな方面でやるのであればやり方も変えてやるべきだと思います。できなかったからちょびちょび小刻みのことでいいですよっていうようなので町は納得しとるという意味でよろしいんですか。そんなもんなんですか、道路って。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道路改良については、町は今までどおり、道路改良の全体的な計画をしてトンネルから信号機まで道路改良してくださいという要望をしている中で、ただ現状、今までどおり、狭いのはずっと長期間待つことになるというような話もあった中で違うメニューを使うことができるというふうに県のほうが協議の中でありましたの

で、少しでもというふうに要望して進捗しているところです。ですから、これでいいというふうには思っていないわけで、当然全体的な道路改良も並行して要望して、県のほうにやっていただくように要望しているというところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、僕、何度もコース変更は含まれてと言わせてもらったと思うんですけど、8年、9年前のこれも話なんで覚えてないと言われたらそれまでかも分からないですが、コース変更の提案もあったと思うんですが、これについては課長が、傾斜がきつくなるので断念しましたという答弁をここでされましたが、提案内容とは違う道路をわざわざ示した上で傾斜が強くなるような道路を協議したという形にしてわざわざその話を潰したというのは何か意味があったんですか。係長時代だったと思うんで、覚えてなかったらそれは仕方ないと思いますが。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当時の話で少し記憶は曖昧なんですけれども、大田木ノ江線、トンネルから信号機については現在のトンネルルートが一番有利なというか、道路として線形もいいし、道路勾配も一番緩やかな道路として認識しております。そのため、町から県に要望するときは、その大田木ノ江線については今の現道を中心にした道路改良という形を要望していくのが一番望ましいという結論に達して、県に現在、大田木ノ江線を中心とした道路改良のルートを検討してください、概略設計を早くつくってくださいというような要望をしているという認識でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 当時の話なので記憶が曖昧だというのは確かなんでしょうけど、県からアドバイスがあったコースだったと思うんですけど、それを町の意向としてわざわざ違うコースにする意図は何かあるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県から提示されたという話でございますけれども、その辺は私の……。

○7番（水橋直行君） アドバイスがあった。

○建設課長（藤原通伸君） アドバイスがあったということでございますけれども、町としては、大田木ノ江線についてはトンネルを通るルートが一番有利だというふうな認識があって、県もその辺はトンネルを通るルートが一番最高でしょうというようなことで、現

道を中心に道路改良を進めていくというふうに当時決定されたというふうに認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） いろいろな協議の中でそうなったんでしょう。今、結果はどうですか。道路はできてないですよ。もう10年近く前の話です、これも。その間、島民、町民、またお仕事で利用される方、観光で利用される方、あそこを通行する全ての方が危険にさらされています。見通しが甘いんじゃないでしょうか。できるだけ早めにやるべきじゃないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大田から木江については、別ルートをもし道路改良するとなると、それこそ何十年というような日が必要となる。それから、予算については恐らく桁違いの予算になるというようなことが考えられますので、当時、現在のルート、現在の大田木ノ江線を改良していくのが有利であるというふうに決定されたというふうに認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 当時の県の提案の中では県費や国費が入るので金額負担は大きくならないですよっていう話だったと思いますが、どうですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町でやることになると、補助金と起債をかませる事業執行をすれば持ち出しは少ないというふうにされるんですけども、ただ山を越える山岳ルートについてはそうはいつでも1桁違う予算規模になって、町が執行する予算規模でなくて県に要望する道路ということになるろうかと考えております。ですから、県に要望をする中では一番現実的なルートとして大田木ノ江線、今のトンネルから信号機までを早く広げてもらうように要望しているというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 早く。全然早くないですよ。これはずっと同じ質問の繰り返しになると思いますので。

次に、岩白の部分ですが、ずっとあそこも大型車両が回れない状態にある、バスもぐるぐる回れない、道路は一部造りかけで放置されてるのがもう数十年、放置された状態になっていると思いますが、あれも先ほどからの話で、県道なんで町は知らないのか、それと

もどのように思ってるんでしょうか。今さっきはあまり大切じゃなさげな言いぶりだったと思うんですが。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町としては、大崎上島循環線が最重要道路というふうな認識は変わっておりませんので、岩白地区についても県に要望していくという方針は今までもおり継続してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 岩白地区についても今の年に1度の要望のみですか。それとも、個別にいろいろ要望等々して必要性を訴えているんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 基本的には年に1度の要望にとどまっております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 重要ではあるけど、あまり重要ではない位置づけということですよ。道路ってもっと、一部だけ放置して、先ほど言いましたけど、一部だけが狭いとその道路って結局価値のない道路になってしまう。その区間を使わない人には価値のある道路だとは当然思いますけれども、特に循環道路や主要道路に関しては一部だけが狭いと、結局、危険な箇所が残って、さらに危険な箇所として残って、道路として安全に利用できる状態を阻害しとるようにしかなってないと思うんですが、これを今の、ずっと先ほどから聞かせてもらっている答弁の中でスピード感を持ってとかっていう話ですが、10年も20年も放置されとるものはスピード感のある話じゃないんです。それも、当時は最善だったと思います、それをいまだに継承しています、10年たっています。この先10年も同じ答弁をされるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） スピード感という意味ではないというのは私も認識しておりますけれども、個人の権利が絡むもの、また予算が絡むものについては、町のほうからは要望する、またこういう方法があるんじゃないかというふうな細かい提案もしているところでございますけれども、これからも県に要望していくというスタンスは変えずに継続してまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 担当課長ばかりに言ってもまたあれなんです、これは町全体と

して思うんですけれども、今までも、今の話でもずっと質問で言わせてもらった内容なんですが、我が大崎上島町は3町が合併して誕生した町ですと。合併後、著しく世帯数が減った地域があります。これは以前の質問でも同じことを言わせてもらったと思いますが、町は地域格差をなくすと以前にも言ってましたが、明らかに地域格差が生まれているように思うのですが、これが数値に現れていると思います。

道路というのは、車社会のこの島にはとんでもなく大切なものであって、地域活性化にはとても大切な要因の一つだと思います。今この話をさせてもらった部分の道路って合併後ずっと放置されとった道路なんですけど、地域格差が生まれる状態をいつまでも放置しておくものでしょうか。もっと早く対応するべきものじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 道路について、今、上島循環線で狭隘なところが木江地区に集中しているっていうか、多くあるっていうのは認識をしております。そういった観点の中で広島県に要望はしてきておりますけども、広島県のほうが5か年計画というものを立ててそれにのっとって整備をしております。現在、天満港から清風館へ行くほう側の拡幅というものに取り組んでおります。国のほうの予算というものも、うちが要望すれば広島県が要望するわけですけども、全部つくわけではないので、県の計画に基づいて順次整備をしているというのが現状であるというふうに思っております。

地権者の問題等々があってもなかなか進んでないということが現実ではありますけども、私も、広島県の西部建設事務所東広島支所が、支所長も含めて、春にはこちらに来て事業説明をしていただきますので意見交換をしっかりとらせてもらっておりますし、私が2月に支所へ行きまして、支所長と、今の現状と岩白から外表に向けての部分は議題に上りました。説明のほうで、これは計画の中にまだのってないんだという説明があったと思うんですけど、基本的に県は計画にのっとったものを順次やるというのが基本姿勢ですけども、考えてみまじょうかねっていうような答弁はいただいております。今後については、早く木江地区の県道が広がるように努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 道路を何回も何回もこうやって僕がしつこく言わせてもらう部分ですが、ここ最近ですけど、インターネットの基盤整備で、光ネットワークが今までの高速よりさらに高速ができたと思います。これっていうのは民間と行政が一緒になって、どうや

ろうという検討をしっかりとした上で、決があったのもあるんでしょうけど、より早い対応をしないといけないからこそできた、スピード感を持って対応した内容だと思うんです。道路で何でこれができんのじゃろうというのが僕のもどかしさの部分で、実際に県のことなので町の思いのみが反映されることは当然ないのは認識しています。ただ、今言うインターネット回線についてのスピード感というのがこの道路には見られないと思うんです。

これからの町のまちづくりの上で、このインターネットもそうですけど、先日、国会議員の方が民間会社の団体を招いてDXの推進とカーボンニュートラルについて講演されましたけども、その内容なんてまさにこれからのこの町を運営していく上で、今取り残されつつある過疎化の町にならないように、指をくわえたまま見てはいけないであろうというツールのためにとてつもなく大切なものだからこそ民間もこうやって実際に国で動かしている人の話を実際に町の人に聞きましょうという、僕も町長も一緒に聞かせてもらったと思うんですが、まず何ができるか、どうやったらできるかっていうのを考えながらいろんなツールを出していくための一つだと思うんです。

今の答弁も全てそうですけど、どの質問に対してもそうなんかも分かんなんですけど、なぜできないかっていうのはあまり必要ないんです。できないのは結果であって、どうやったらできるんか、結果を求めるためのことを考えていかないと、今のこのようなネットワーク社会に——今なりつつあるというか、もう完全になっていますけど——対応できるまちづくりというのを、せつかく町の力として、民間と一緒にあってできるだけ力を持っている町だと僕は自負しているんですけども、そういうことがちゃんとできるはずなのに道路に至ってはいつまでも昔のままのやり方で、スピード感のない、10年も20年も道路が放置されて、狭い道、不安全な道というのが残ってると思うんです。それをいかに早くしてもらいたいか。

これは町民みんなが思っ取るんじゃないかと思うんですが、若い子から年の方まで全部、道路って使います。ネットワークは得手不得手があって使わない人が中にはおるかも分かんなんですけど、これからのまちづくりをするために、安心・安全なまちづくりをするためにはネットワークも当然大切ですよ。道路はもっと大切だと思います。何か生産物を作って運ぶのは道路で運びますよね。これをないがしろにした状態に置いとくのはなしだと思うんですけども、今後どのように対応していきたいかというのを一言で言うとしたら、端的に言うとしたらどういう状況で進めていきたいと思われませんか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） インターネットの問題は町と業者の問題なんで、水橋議員もよくご存じだと思うんです。道路が先ほどから議論になっていますけども、地権者の問題等々、そこに利害関係者が出るのでなかなか同じようにはいかないというのは議員さんもご理解いただいているんだらうと思いますけども、その上で10年、20年という長い間、懸案事項が解決できないっていうことについてのご指摘なわけです。

私も先ほどの大田木ノ江線については、2月のときには支所長さんとバイパスについてのお話にし少しなりましたけども、これについては、県のほうはどのようなルートでいこうっていうのは最終的にはこれから決めるんですというような回答でありました。私のほうは、早くやってくださいというお願いしかできなかったわけですけども、実はこの古江の問題は、私もあそこは膠着状態になっているので、強制収用というのはなかなか今の現状では県はできないという判断をしていらっしゃるので、ルートを少し振ることはできないかという提案をさせていただきました。ただ、もうちょっと待ってくれというような県のお話があったので県がそこまでおっしゃるなら県のほうにそれでお任せしましたけども、担当課長と聞くと、振っても今と同じ地権者のそこにも土地があるんだということがあってなかなか難しいのかなというふうに思っているんで、いずれにしても県と連絡を密にしなから、用地交渉で私も一緒に行ってくださいと言えれば行くことは何もいとわないんですけども、そんなことも含めて、県と連絡を密にしていくしかやりようがないのかなというのが現実だらうというふうに思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 先ほど今、町長も言われたと思うんですが、私も一緒に行け言うたら行きますよという部分ですけど、県の話、これも全く同じことを前回にも言わせてもらったと思いますが、県の仕事なので町は顔を出したらいけないことは恐らくないと思います。特に、用地買収等々、地元の方との話なんで、地元の方がしたほうがもっとスムーズに行くこともあると思います。その中で、ここで前回同じことを言わせてもらいましたけども、役場の職員もそうですし、町長、副町長もそうですし、僕ら議員もそうだと思うんですけど、地域の間が根づいて議会運営等々をしていると思います。町運営をしていると思います。そういう人間もしっかり協力できることは、僕も当然させていただきますので、道路の危険な箇所、生命を脅かしかねない箇所っていうのを少しでも早くなくすための努力というのは必要だと思うし、こうやってもできんかった、だからどうしようという部分を常に模索していかないと前には絶対進まないと思います。その中で一番最善など

ころを選んでやっていきたいという気持ちの今の表れの言葉だと思います、受け止めますので、これからもほんならしっかりと協力し合っけてですけども、前に進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。答弁、ありがとうござひました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで終わり。

○7番（水橋直行君） はい。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

続いて、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） おはようござひます。

本日は、先日の施政方針を受けまして2問ほど質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1つ目ですけども、SDGsの理念を踏まえ、デジタルトランスフォーメーションの推進、並びにカーボンニュートラルなど、持続可能な社会の実現を目指した取組を進める。町長は施政方針の中でこう述べられましたが、その具体的な意味と対応する施策について伺ひます。

例えば、デジタルトランスフォーメーションについて、経済産業省は、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立することとしております。これを行政がどのように推進していくのか、うちの町でどのように対応していくのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 閑田議員の質問にお答ひいたします。

まず、SDGsの理念については、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標のことであり、2015年に国際連合で採択されたものです。この中で、2030年までに実行、達成すべき事項として17の目標を整理し、全世界で取り組むことによって、環境、経済、社会の幅広い課題を解決、誰一人取り残さない世界の実現を目指すこととしております。この目標のうち、デジタルトランスフォーメーションは、9番目の目標として掲げている産業と技術革新の基盤をつくろうや、15番目の目標として掲げている陸の豊かさを守ろうなどのゴールに向けて、またカーボンニュートラルは、7

番目の目標として掲げている エネルギーをみんなに そしてクリーンに や、12番目に掲げている つくる責任つかう責任 などのゴールに向けて、また自治体は11番目に掲げている住み続けられるまちづくりをを大きなゴールとして取組を進めていくことになっています。この理念を念頭に、デジタルトランスフォーメーションの普及を目指したDX行政の推進、及び二酸化炭素の排出ゼロを目指したカーボンニュートラルの施策を進めていくものです。

まず、DXの推進については、令和2年12月のデジタル・ガバメント実行計画の閣議決定に合わせて、総務省において令和8年3月31日までを経過期間と定めた自治体DX推進計画が策定され、令和3年9月にデジタル化の速やかな推進を目的にデジタル庁が設置されております。この自治体DX推進計画に基づき、マイナンバーカードの普及促進と併せて、自治体情報システムの標準化、共通化、住民サービスのオンライン化などの施策を令和7年度までに検討していく必要がございます。本町におきましても、様々な手続のオンライン化を進める中で、4年度は児童手当の電子申請化を予定しております。また、庁舎内においてもDX化の推進体制の構築を図ります。

次に、カーボンニュートラルについて、本町は、昨年3月25日にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目指して、再生可能エネルギーの導入など、各種取組を実施していくこととしております。4年度は、令和3年10月改正の改正地球温暖化対策推進法を受けて、既存に策定の地方公共団体実行計画（事務事業編）の改定、及び同法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）を新たに策定し、環境省、経済産業省、広島県、地元電力事業者などと連携しながら計画的に事業を進める考えです。また、具体的な施策として、4年度に集会所5施設の太陽光パネル、蓄電池の設置や、本庁舎へ電気自動車の急速充電設備設置などを計画しており、ゼロカーボンの啓発、及び災害など発生時のインフラ整備など、町民の安心・安全確保を目指した事業も計画しております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

SDGs 17項目の達成目標のところ、その一環としての取組ということ。ほかにもいろいろあるんですけども、一番最初のほうに出てくる貧困とかなんとかっていうのは発展途上国向けといいますか、先進国でできることっていえばお金を出せっていうぐら

いの話にしかならんとは思うんです。

日本で、また自治体としてそういったことに取り組んでいこうというところで、デジタルトランスフォーメーション、行政の事務手続のオンライン化、既存のシステムというか、技術を応用してそういったものは既にできている部分があったりするわけで、わざわざここで取り上げられているというのは、結果、行政としてそういったところへの対応がなかなか進まないからこそ国が推し進めようではないけども、今やらせようというような意味合いがあるのかなと思います。ただ、ゼロカーボンについては私は懐疑的ですし、例えばカーボン、二酸化炭素もそうです。御飯を作るにも火をたくんです。ゼロカーボンというのは、人間の生活、生計、社会の営みというものを全く否定してしまう話じゃないかと思うんです。これを削減する取組をしていきたいと思いますということは大賛成なんですけども、ゼロカーボンをあまり、例えばこの前、東北でまた地震がありましたよね。その結果、今発電所が停止した状態です。夕べは気温がちょっと下がったということで、関東で電力供給が不安定になるというような警報が出されたりとか、太陽光って夜中にそういう警報が出たと聞いて発電してないんです。

何か再生可能エネルギーってすごいすばらしいものみたいな言われ方をしてるけど、私はそうは思わないんです。ここは、うちの町は発電所を今休止してますけども、その結果としてCO₂の排出を減らす取組をする研究施設というのが、また今のそのカーボンニュートラルの考え方からいろんな研究施設の建設へ向いて移行していったらいいんですけども、発電所をきちっと営業稼働をしてもらってというところへ話を持っていくべきじゃないかと思うんです。それがないからこそ雇用がどんどん減っていく。経済そのものの規模が縮小していく。いろんな要因がついて回るわけですから、あまりカーボンニュートラル、カーボンニュートラルっていうものを一生懸命にやることに非常に懐疑的に思っているんですけども、町としてこれはどのように思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） ゼロカーボンシティを宣言しているわけですけども、理屈的には、排出する二酸化炭素と吸収する二酸化炭素を同じにすれば理論的にはなるんですけども、これは大変難しい問題だというふうには認識をしております。私が宣言をしたのは、家庭においても二酸化炭素を出さないように努力しましょうという意識をしてもらう。そんなことが大事ですし、できるだけ施策としても二酸化炭素を出さないようなものをやろうということですから、二酸化炭素の排出をみんなゼロにしましょうという思いではな

い。これからの子孫に向かって、このすばらしい地球、今温暖化が問題になってるんですけども、みんなで努力してやりましょうという、そういう意味合いで宣言をさせていただいているということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） その二酸化炭素ですけども、大気中に含まれる二酸化炭素の割合は0.3%とかそんなもんですよね。それで、その二酸化炭素に多少増減があったとして、本当に誤差の範囲でしかないわけなんです。何か二酸化炭素だけがやり玉に上げられて、何なんだろうかと、これを叫んでる人らの利権につながるとような話でしかないかなと思うたりしてしまうわけです。

例えば、太陽光なんかでは、日本最大の太陽光発電所が岡山県にあるんですけど、ご存じですか。これが26万キロワットなんです。260メガ、メガソーラーというて、太陽光に関してはメガというてから単位を言い換えてごまかしとるんです。大体、発電所でいうと発電量っていうのはキロワットっていうんですけど、それを太陽光発電に関してはメガって単位を言い換えてからうまいことごまかしとるんです。26万キロワットって、うちの今停止してる1号機、大崎発電所の、あれが25万キロワットですか。今現在でいうと、中国電力の三隅発電所なんかで新しく建設しているものが火力で、1基で100万キロワットです。たった26万キロワットのために、基本的には山林を切り開いてというのは禁止されているんですけども、でも廃止になったゴルフ場ですとかそういったところを利用して、結果として太陽光パネルを敷き詰めてしまえばそこへ木は生えないわけですよ。

日本最大の太陽光発電所は、26万キロワットのために400ヘクタールを超える敷地面積を有してるわけです。100万キロワットを火力発電でって言いましたけども、原子力発電でも1基で大体80万キロワットから150万キロワット、1か所の原子力発電所の敷地面積って大体200ヘクタール未満なんです。考えたら、環境負荷はどっちが大きいかっていう話です。草木が生えないような、パネルを敷き詰めたような広大な土地を、原子力発電所の2倍ぐらいの敷地面積を有しておきながら発電量っていうのは何分の1、何十分の1になってしまうわけです。そんなものを積極的に推し進めていくっていうのは私はどうなんかなと思うんですけど、町長、これを聞いていかが思いますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 電力の問題については、国のほうがベストミックスということ

で、一つのことに集中せずに自然エネルギーと原子力といろいろなものを組み合わせてやるんが一番、危機管理ができるんじゃないかというふうにおっしゃってるわけです。私も専門家ではないんで、日本の今の資源がない現状からすると国が出されているのは妥当な施策かなというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） すみません、大分脱線してしまったような気がするんですけども、国が進めているから、補助金が取れるからということで追従していくのではなく、ちょっと冷静に考えつつ政策を進めてもらいたいと、このように思ったので、今回こういう質問をさせていただきました。

2つ目です。施政方針の中で触れられたこと、地場産業の育成、ここの部分で、平たん地農業の推進、就農者の規模拡大、新規就農者の育成などを掲げられておりますが、規模拡大においては兼業から専業への切替えなども視野に入れておられるのか伺いたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 閑田議員の質問にお答えします。

大崎上島町農業振興事業の方針として、農業で自立しようとする新規就農者や、農業経営の改善を進めようとする農業者に対し、育成すべき担い手を明確にして必要な支援を行っています。さらに、優良農地の流動化による利用集積を促進し、収益性の高い農業経営の確立と生産性の高い産地づくりを推進しています。また、U I ターン農業従事者の支援事業では、就業適性判断期間支援と兼業農家支援を実施しております。就農者が希望する支援対策を展開しています。本町では、兼業農家、専業農家にかかわらず、就農者が規模拡大を計画している場合は関係機関と協議しながら支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 農業に関してはいろいろと施策が、ただ町が取り組む農業の推進策として今一番目立つところは新規就農者支援といったところです。

何で今回こういう質問をさせていただいたかという、日本の国が、県もですけども、生産性の高い、要は付加価値の高い農作物をしっかりと作って競争力を上げなさいというようなことを一生懸命言うわけです。これは10年以上前から変わらない姿勢だろうと思うんですけども、今またスマート農業とか、新たな技術革新みたいなことを言われてますよ

ね。うちの町でいいますと、かんきつ農業、果樹園が主体、ほぼほぼメインであろうと思いますけども、果樹園でスマート農業ってほぼほぼ意味ないんです。例えば、ドローンで農薬を散布しなさいとか、果樹って上から農薬をまけばいいだけではありません。葉の裏側、下枝の、要は下からも噴霧しなければいけなかったりとか、ドローンで上からまいても何の意味もないですよ。国が進めているのは、恐らくですけども、例えば葉物野菜であるとか穀物、米であるとか麦であるとか、麦は日本国内ではほとんどないんでしょうけども、果樹園に関して言うと、そのスマート農業とかというのは机上の空論でしかないなと。生産性を高めるなんて言いますが、例えばもし仮にドローンで農薬をまくところがうまくいったとしても、農薬をまくところの手間って知れてるんです。実際に手間がかかるところっていうのは収穫のときですから、収穫が自動化できない果樹に関して言うと、これって全く当てはまらない。

私は、じゃあどうするんがいいのかっていうところでいろいろと調べようたら面白いことが出てきたんです。農業大国って言われている国、発展途上国か、先進国ではほぼほぼ農家にばんばん補助金を出してるんです。日本政府が当然そこを知らないはずはないのに、日本政府は国内の農家に、とにかく生産性を上げなさい、付加価値を高めなさいって。例えば、10年ぐらい前の頃には、大規模化を進めなさい、法人化を進めなさいというようなことを進めて、多角経営、多角化をどんどん推進しなさいというような、その結果、法人化して多角経営、いろんな分野に進出しながら、農業だけでない会社としての経営とか、そっちの方向へ振っていったところが今大変な苦勞をされていたり、個別のことは別に申し上げませんが、国の政策に乗っかって県が推進した事業の中で真面目に取り組んだ事業者が今借入れすら起こせないとか、そんなひどい状況が起きてるわけです。

なぜこういうことを言うかという、大崎上島町は農業を町の基幹産業としています。町の基幹産業であるその農業を守っていくために町がどのような方針で臨んでいくのか。今のやり方っていうのは新規の就農者だけしか見てないわけです。だけとは言いませんが、ほぼほぼそこだけになってきている。既存の農家、例えば収益が上がらないものに、じゃあ全部全部を補助金でおんぶにだっこがええかといえれば私は必ずしもそうとは思いませんが、にしてももうちょっとやりようがあるんじゃないかと。

本来であれば、国や県レベルでもっとしっかりやるべきだとは思いますが。ただ、国や県にそれをやる意思がないときに、地元に基づいた農家を町がどのようにしてフォローしていくか。ここをしっかりと考えていただきたいんです。実際問題として、アメリカなん

かでは農家に対してはすごい補助金を出していますから。フランスもそうです。あと、ほかでいうと、どんどん世界に向けて輸出している、例えばヨーロッパの穀倉地帯と言われている、今はちょうど注目が集まっているウクライナなんていうところは、ヨーロッパの穀倉地帯なんて言われながらヨーロッパ向けの穀物をばんばんと輸出する。ただ、あそこらに関して言うたら、正直なところ発展途上国っていうレベルのところですよ。日本は、仮にもG7の一員としての先進国の立ち位置にありながら、じゃあどうやって農業を守っていくのか。町としての立ち位置からこの部分についてどのようにお考えになるか、少しお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） どっち。町長に聞くのか、それとも……。

○1番（閑田大祐君） どっちでもええです。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 閑田議員の質問にお答えします。

新規就農者の支援に対して多くやっているのは事実でございます。理由としては、大崎上島町の農業自体が高齢化になってきまして、新規就農者、担い手を育成していかないといけないというのが重要課題と認識しております。

言われるとおり、今まで頑張ってこられた就農者に対する支援が少ないんじゃないかというところなんですけれども、農協と協議しながら、新たな園地、またレモンの苗木の補助等、いろいろしているんですけど、規模が少ないということは今後増やしていきたいなとは思っております。まずは、担い手を育成していくことを重要課題として実施しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） そこでなんですけども、この質問の中に兼業から専業の切替えっていう言葉を入れさせていただいたのが、要は農業で生計が立てられる、そういう農業を目指しましょうっていうところのことでもあるんですけども、新規就農っていうところも規模等の制約等、条件等をもうけて、要は専業でやっていっていただくことを目指しとるわけじゃないですか。その中で、例えば今兼業で、例えば親から受け継いだ、規模は小さいけど、畑を頑張ってやりようりますよっていうような人を、規模がそこそこあったとしてもいいんですけども、それだけじゃ食べていけないから兼業でやっているっていう人をしっかり受け止めてあげられるような施策を今後考えていってほしいと、このように

思うわけです。

あと、それこそ、先ほどウクライナの話をちょっと出しましたんで今これに絡んでというわけではないですけども、原油が非常に高騰しております。今、例えばメディア等をにぎわせているのは、国会のところでもそうですけども、トリガー条項が云々っていう、要はガソリン価格を下げてっていうような話があるわけですけども、トリガー条項、これが適用されたとしてガソリンと軽油しか下がらないんです。灯油とか重油には全く反映されない。農業のところでは、施設園芸、ハウス栽培のところは重油をたいていますよね。正直、ハウス園芸も今は非常に困難な時期に来ていると思うんですけど、この辺のご見解はいかがでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） ご指摘のあったように、燃料価格高騰によって1次産業の影響は年々厳しくなっております。特に、施設野菜、冬季に暖房用の燃料が必要ですので、燃料価格が高騰しても農産物の価格に転嫁することができないような状況にあるのは認識しております。

今回、関係機関と協議しながら、施設野菜の支援ができないかというところを協議していますが、なかなかどういった対策ができるのかというところがあるのと、国の制度を調べさせていただいて、どれかリンクできるものがないかというところを考えていました。しかしながら、省エネ対策を計画した、先ほど閑田議員さんも指摘があったように、費用対効果がどのように出かっていうところのハードルが高くて、なかなかそれを運用していくっていうのが難しい状況にあります。今、関係機関と協議しながら、次の施設野菜はどのように対応していけるかというのを協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今の施設園芸に関して言うと、うちの町では、件数が今は知れてる言うたら言い方が悪いですけども、数は少ないですよね。今、坂田課長が答弁された部分についていうと、要は補助金、国や県からの補助メニューの中でできる対応策をとということでしょうけども、単町として何か考えることはできないんですか。

今の施設園芸、ハウスでトマトをやっておられる方に話を聞きました。30年近く前ですか、ハウスを造ったときに重油価格ってリッター30円だったんです。今は120円です。その30円からだんだんだんだん高騰し出したときに、50円を超えたらこれは大変

なことになる、そのときには何か考えんといけんみたいな話をしよったはずなのに、今は120円だと。議論してどうこうっていうような、そんな余裕のあるような状況じゃないと思うんです。そこを町として単町費を突っ込んででも何かしてやろう、何とかしてあげようとかという思いはありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 現在、重油関係が大変値上がりして農家の方が大変困っておられるっていうのはよく把握をしております。ただ、農家だけではなくて多くの業種が、ここに来ていろんなものが値上がって、電気代も上がってるんですけど、町全体で多くの方がそういったことで困っていらっしゃるというふうに理解をしております。そういった中で、ハウスの方は特に重油をたくさん使うという実情は理解をしております。そういった中で、町全体で大きな影響を受けていらっしゃるところで、一部のところに対しての助成がいいのか、ほいじゃあほかのところはどうなのかということも含めて、今悩んでいるというのが現状であります。

これから、国のほうがいろんな施策を新たに出してきていらっしゃって、施設農業についても施策があるというような報道を聞いております。そういったことも踏まえながら、どんな支援ができるか検討していきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 一番最初から申し上げております。うちの町の基幹産業ですから。例えば、運送業に関して言いますと、燃料サーチャージに同等するようなものが適用されたりということで、燃料費が上がったときに、あまりにも激しく上がってきたときにはそれが契約に反映されるようなことがあったりします。ところが、農産品の1次生産者のところっていうのは全て市場単価からにしかありませんから。市場単価って、原油価格が上がったからって早々に動くもんじゃないんです。生産者のところって非常に今困窮してると思います。悩まれる意味は分かりますし、ただ早急に結論を出して早く対策をしていっていただけるようお願いいたします。

今回のウクライナの件がありまして、私、強烈に思います。農業も、安全保障の一環である。いつとき言われました、食料自給率云々というてから。これも私が最初に申し上げたところで、うちの町はかんきつだから、穀物ではないからというところはあるとは思いますが、基幹産業であるとしているからにはそこをしっかりと守り抜くっていう決意をしっかりと持っていただいて取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

10時40分より再開いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

続けて、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） 本日は3点ほど用意いたしております。

まず、一般質問に入る前に、町民の皆さんから今日、定例会の中でぜひともこれは言ってくれと言われたことがあります。1点だけ言わせてください。

町長さんと担当課長、これはコロナウイルスについての町の対応の仕方、これについてお言葉がありました。コロナウイルスに非常に感染しておる、また非常事態宣言の中で、このたびは大変いい働きをしてもらっているとぜひとも言ってくれて言われたのでここで報告させてもらいますけども、日曜、祭日、土日構わず、担当課長としても大変だっただろうと。そして、町長さんが先般、生の声でマイクを通して町民に呼びかけた、あれは非常によかったとお声がありましたので、報告させてもらいます。

早速、一般質問の本題に入ります。

まず1点目、ため池を廃池にするという事業が進んでおると思いますが、この進行状況についてお聞きしたいと思えます。

地球温暖化の影響で、いつ大規模災害が起きても不思議ではない。この中で、浸水被害想定地域における浸水対策を行う上でため池は必要だと思えますか。また、必要でないと思えますか、お聞きしたいと思えます。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

もともと、ため池とは、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで農業用水を確保するために水を蓄え、取水できるよう人工的に造成された池のことですが、現在、下流域に田がなく、造ったときと利用状況が変化している池が多く残っています。

浸水対策を行う上でため池は必要かの質問については、水害について、水害のリスク分

析が重要であり、そのリスクに応じた防災・減災対策が必要となります。下流域に人家があるため池は決壊すると危険なものであると同時に、雨水を一旦貯留することができるため池は下流域の浸水被害を軽減する施設であるとも言えます。最近では、流域治水の考えから、河川管理者が主体となって行う河川護岸のかさ上げ等の治水対策に加え、ポンプ場などの雨水排水施設、砂防堰堤、ため池などの農業水利施設、水田の貯留機能向上など、治水対策全体として事前防災対策を実施することが有効と考えられております。このことから、今後のため池管理については、地域の実情に応じた有効な対策になるよう、ため池を活用、または防災対策をすることが重要であると考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 確かに、ため池の下流域にある水田であったり、耕作地がある場合には非常に意義のあるため池だと思います。しかし、今この上島町内において、先般というか、昨年、ため池がなくなったがために下流域にある住宅地の軒先まで土砂が流れてきたという現状があります。そうした場合に、水田がないから、農作地がないからため池は要らんでしょう。そういう問題ではないと思います。そのため池があったがために被害を免れるっていう現状もあるんじゃないかと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今、上青木議員がおっしゃるような考えを当然町も持っております。今後のため池については、基本的な考えを3つ考えております。

まず1つ目がため池が決壊した場合の人的被害を未然に防止すること、2つ目は農業用水として利用するため池の管理を強化し、補強しておくこと、それから3点目は農業用水として利用しなくなったため池の廃止など、こういう方針を基に、今後被害がない、また下流域の被害を軽減できるようなため池施策として進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 説明に対する理解はできますけれども、今後この対応が必ずできるのかできないのか、また可能性があるのかないのか、ひとつ聞かせてやってください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 下流域に人的被害があるものについては、特定ため池として指定をして、実施していく方針でございます。ただ、今利用があるものについてはその管理者と協議が必要で、管理者に健全な管理をしていただくという方針で進めております。

ため池の今後の管理については、そのため池を利用している、利用していないとか、それから人的被害があるとかないとかという区分を分けて、それぞれのため池が一番有効で、かつ安全なため池となるように管理していきたいというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 一部のため池に関しては、昨年度の大雨の後、県の担当者がその池を見に来たと。たまたま近くにおりました住民が、何か用事かって言ったら、いや、確認に来たと、見に来たと。確かに、その池はもう耕作者がいません。どこへ水を引くわけでもなし、必要のない池なんですけど、その池も、水位が非常に浅くなっております。私はそれを聞いたときに、県の職員さんは何しに来たんかなと。また、地元行政の担当職員の方にもそのため池は確認してもらったことがございます。しかし、その後、どうしようっていうあれもない。というのが、そのため池には地権者数名の方がいらっしゃいます。もう亡くなって相続人がどこにおるか分からんとかいろいろありますけれども、まず何か手だてはないかと、やることはないかと、それに正面から向き合ってほしい。それに対して県のほうが、ほいじゃあ必要であればこれだけというふうに予算を組んでくれるかも分からんじゃないですか。そういう対応を地元の住民が見れば、町も、行政も真正面からぶつかって向き合ってくれてるじゃないかという意識が持てるんで、町長から先般に施政方針について説明がありましたけども、これで安心して暮らせる上島町じゃという気にもなれると思います。

文書で、口頭で幾らいいことを言っても駄目なんです。何か一つ現実味のあることをやっていたら、町民がそれを見て、取組をしてもらってるなど、見捨てられてはいないなど、これで安心して暮らせるんじやなど、そういう行政になってほしいし、力を注いでいただきたいと。ですから、担当課長、この池は必要に応じて、場所場所に応じて必要であるか不必要であるか、今後十分に検討してもらって、早期に対応、処理をしていただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員、答弁は要らんですか。

○9番（上青木 至君） はい、いいです。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 2つ目の廃園、休耕田被害についてでございますが、近年、先ほども他の議員から指摘がございましたけども、地権者が、誰々さん、ここを休耕田にとるんじゃが、何とか貸してくれんか、ええですよって勝手に休耕田の埋立てをして、そこを農地にして何かを植える。ところが、貸したほうも借りたほうも内々でやっています。水路も整備されておられません。

先般、担当課の方が現地を見に来てくれましたけれども、確かに道路は低いし、道路ができた後に田んぼの埋立てをした。その埋立てをした泥は、かなり高く盛土をされてるので、排水が非常に悪い。それを確認してもらいました。このことについて今後、町はどのように対応されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

道路沿いの区域の廃園、休耕田の管理については、道路法の第43条1項では、道路に関する禁止行為として、みだりに道路を損傷し、または汚損することが禁止されていることから、雨が降って道路上に土が流出するような行為は禁止されております。しかし、道路法第42条では、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとも規定されています。このことから、現場状況を把握し、道路の沿道区域の休耕田も含め、適正な町道の維持管理に努めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） この道路は、何十年来、道路ができて交通量が少ないせいではありますけれども、道路がひび割れしても直されるわけでもない、かさ上げされるべきことでもない、もうほったらかし。その中で、地元住民の切なる願いで、せめて道路をかさ上げして、雨が降って水がたまって、そこを車が通ったときに水跳ねがなくなればいいな、天気がよくなって砂ぼこりが舞わんようになったらいいな、切なる願いがありまして、私、この一般質問に出させてもらったわけなんです。

先般も地元の住民から、この道路を通過して埋立地に入る、その道路の中には止水栓が埋まってる、そういう報告がありました。これは、実際に車が走れる道路じゃないところにダンプが入るわけです。その辺は上下水道課の課長さんに聞きたいんですが、今まであそこで水が漏れたとか、パイプがどうかなったって報告はありましたか、ありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（河田昭司君） 上青木議員の質問にお答えします。

向山の船隠の下の辺だと思うんですけど、それについては漏水したとかという案件はありません。下水道の管を布設替えしたときに水道も布設替えをしておりますので、その里道の中にある止水栓というのは町道のほうに動かしておりますので、里道の中には水道の止水栓はありません。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 担当課長に最後の確認をしたいんですが、この道路についてどのような改良をされる予定があるのか、これを何年がかりでやるという思いでおられるのか、早急に対応するというのかお聞かせ願えますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今回の件ですけれども、早急にできる対応としては溝をまず造るというふうなことを検討はしておりますけれども、道路改良全体的な話になると少し時間が必要となって、2年、3年というふうな期間がかかると考えております。いずれにしても、今後の対応についてはこれから課内で協議しますので、そのときは地元の意見をしっかり聞いて、いい対策になるように努めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 今後、課内で何を協議されても結構ですが、まずその地権者、田んぼの持ち主、これは売買しとるわけではないし、お貸ししてるわけなんですから、まず地権者に水路をはっきりとつけてもらおうと、それはできるんじゃないですか。どうお考えですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道路の沿道、そばを盛土をして上げる場合は水路をつけてほしいというものは、当然管理者としてはあります。県道については、県のほうは道路取締り規則という中でその辺を定められておりますけれども、町の現在の状況ではそこまで定めがないということがありますので、沿道の水路についてはまずお願いと、できない場合は道路管理者の責任においてそれに努めるというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） あそこは町道でしょう。町道であるのであれば、まずかさ上げは後回しにしてもいい。いいことはないですけども、順番として最悪、水路の確保だけは

地権者においてしてくださいとできるんじゃないですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今の箇所ですけれども、地権者の人数とか、どこまでがどういふ地権者になっているかというところまで今私が把握できておりません。その辺は、地権者とこれからの協議になろうと思います。今、できる、できないという判断はできないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 課長、待ってくださいよ。昨日、おとついのこれは陥没じゃないですよ。道路の陥没、これは埋立てが始まってすぐですよ、こういう現状が起きたのは。昨日、おとついにできたことなら、すぐ対応できませんと、ちょっとお時間が必要ですよっていうことはあり得ます。何十年ですか、これは、あの道路ができて。

埋立てしとる田んぼを見て、おたく、盛土が高いですよと、これじゃあ水路を確保してくれんと地元住民にも被害を及ぼすんで何とかしなさいっていう指導をされましたか、してませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現地の状況については、確かに、上青木議員のおっしゃるとおり、昔から今の状況、かなり前から今の状況にあったと思われま。

当時、合併当初、平成15年頃だったと思うんですけれども、その頃にそこを直したという経緯が一つございます。そのときに私としては改善しているのかなという認識がありながら、このたび水たまりがあるということでございますので、道路の沈下があったのかどうかその辺は今分かりませんが、水たまりがある状況は望ましくないので、改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 前向きなご返答をいただきまして、ありがとうございます。まず、道路のかさ上げは二の次にしてでも、地権者と協議し、水路、水はけをまずしてもらい、確保する。これに努めていただき、その後、道路のかさ上げをやってもらっていいんじゃないかと思ひます。十分な課内協議をされて、早急に対応していただきたいと思ひます。

2問目はこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 最後の3問目でございますが、これは先ほど一般質問にありました議員とも関連する町長の施政方針の中に、安心して安全なまちづくりをとという施政方針がございました。それを高らかにうたった以上、町長、ぜひともこの県道に安心・安全をやってください。というのが、大西港から檜山材木東側にあります大西橋を渡り切るまでの間、私、今朝も現場に行きました。深さも測りました。歩道の幅も測りました。そうすると、フェリーが着いてくると、そこにおったら邪魔になります。即、共選場のほうに退避をいたしました。というのが、車道と歩道の間には確かに境界線は引かれております。よく見れば分かります。ところが、もう塗料が剥げております。歩道が何センチあるのかなと、スケールを持って測りました。約50センチです。その歩道は、登下校生、フェリーの乗降者、大型車両も通行する県道になぜ安心・安全な歩道をつくることができないのか。

再三、地元の住民から私が議員になってから即言われたことは、この県道を何とかせえやと。おまえらは車で走るんじゃけええかろうが、わしらは歩くんじゃと、自転車に乗って走るんじゃと。ここを子供が毎日学校へ行くのに通るんじゃけども、大西橋を渡り切るまで保護者が車で連れて渡る。そして、降ろして私は家に帰りますと、そういう保護者もおられました。ぜひともそういうことのないように、そしてまたこの県道は、皆さんご承知だと思いますけども、商船高校の生徒1名、車椅子で登下校されておられる生徒がいらっしゃる。この生徒を見たときに、あんたらは何も思わんのかと言われました。彼が一生懸命に、わしはこの生徒を見るたびに、この子は最後まで学校へ行くんじゃろうか、途中で辞めはせんかと非常に心配だったと地元の住民が言われました。

いろんな予算上できない部分はあるかと思いますが、まず災害復旧、災害復旧、何かといえば災害復旧のほうに金が取られたからこれは後回しとよく聞きます。はいじゃあ、災害復旧と事故防止のどっちが優先か。どちらも必要なんですよ。まず、町長、担当課長、努力してください。地元の住民が安心して安全な生活を毎日送られるように、ぜひともこの案件は消化していただきたいと、このように思います。どうでしょうか。課長、町長、どちらでも結構です。気持ちのいい返事を聞かせてやってください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まず、担当課のほうから上青木議員の質問にお答えいたします。

県道に安心・安全な歩道設置をとという内容であったと思います。広島県に対し、フェリ

一から降りた通勤、通学の自転車や大型車の通行状況を説明し、歩行者にとって大変危険であるため、交通安全対策事業として歩道の設置を毎年要望しておりますが、いまだ事業化には至っておりません。しかしながら、この交通状況を改善することは町として重要と考えておりますので、引き続き県に要望するように努めてまいります。

また、先ほどありました白線など、軽微なものについては町のほうで早期に実現したいと、県と協議になりますけれども、考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 町長のほうから何か返事はございますか。あれば聞かせてやってください。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 大西港から大西橋までについて、保護者にとっては大変危険な状況があるということについては認識をしております。

まず、県のほうの、最初に水橋議員のご質問がありましたけども、5か年計画にのってらかっていうところが、担当課長はよく分かってると思いますけども、のっておればすぐに要望といきますけども、取りあえず根本的にあれを広げるっていうのは合併前の大崎町のときから取り組んできていたというふうに理解をしております。その中で実現できてないっていうことについては、両側に家がたくさんあったり、海側へ多分盛っていくことになるのかなという気がしますけども、海の埋立てが必要であるということも踏まえて、早期に着工ができるかどうかっていうのはどうかなというふうな思いがありますけども、当面できることっていうのがたくさんあるんだろうと思うんです。水路に蓋をすとか、できるところについての対応っていうものをしっかりと県に要望してまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） ただいま町長さんのほうから、県の5か年計画にはのれなかった、のせてもらうことができなかった。災害、事故というものは、計画的にやってくるものではありません。突如来るんですよ。そのときに、何年計画があるからこれには無理ですと、そういうものじゃないでしょう。やらにゃあならんときには何年計画だろうと前倒してでもやるのが、これが事業じゃないですか。災害が起きた、事故が起きた、すみませんね、もういっぱいなんですよ、これは何年か待ってください。そういうものじゃないと思いますが、どうですか、町長。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） おっしゃるとおりであります。ただ、県は、5か年計画を立てるに当たって、この5年間の中で整備ができる計画というものを立てていますので、この5年間の中で整備ができない計画まで全部取り入れるっていうことを県はしないというふうに思っております。ですから、取りあえずは今の5か年計画にのってる事業を早く整理をして、そこへ今のところの箇所っていうのを早く入れてもらう。そして、根本的な歩道を造っていくというのが手順かなと。私が先ほど申しましたけども、はいじゃあそれを本格的にできなくても部分的に、水路に蓋がないところがあるように私は理解してますけども、そういったところでは対応をしながら、しのぎながら抜本的な改良につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 最後に、答弁は結構です。このフェリーから大西橋を渡り切るまでの道路、私の知る限りでも50年から60年、全然変わっておりません。道路幅が広くなったわけでもないし、狭くなったわけでもない。現状維持です。先ほど町長さんが言われるように、県の5年計画の中に組み入れるかどうか、5年でできるかどうかって、そういう問題じゃないんです。あの道路は、過去、知る限りでも50年から60年、別に狭いからって広げてもらった部分があるわけでもないし、二、三年前ですか、あの橋から車が転落しそうになって途中で止まっておりました。そういう事故もありました。しかし、ガードレールができたわけではないし、そうかといってあのときに歩道が増設されたわけでもないし、何ら進展がないまま、私が議員になって以来、全然改善されんというのが現状でございます。

ぜひとも、引き続き県に対して強固な要望をしていただいて、現状を見ていただく、地元の住民の声を聞いていただく。その上で、十分な協議を課内でされて結構でございます。住民がそれこそ安心して安全な毎日を暮らせるように今後とも努力をしていただきたい、そのように思いまして一般質問をさせていただきました。

私の質問をこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

次に、森若 厳議員の発言を許します。

森若議員。

○2番（森若 厳君） おはようございます。

本日は5点ほど質問をさせていただきます。

まず1問目、町道大久保線改良工事について。

確認のために課長さんに伺いますが、継続という言葉の意味が分かりますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

町道大久保線の事業継続については、令和3年度に事業着手しておりますので、令和4年度は前年の事業を引き継ぎ道路詳細設計に移行する予定であり、本事業が完了するまで継続事業となると認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、僕が聞いたのは、継続という意味はどのような意味ですかと聞いたんです。答えがかみ合っていない。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 質問の要旨については、町道大久保線改良工事というふうに伺っております。その中で、大久保線の継続事業について述べさせていただきました。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、継続ということは、国語辞典によりますと、前から行われていたことをさらに続けることとあるんです。そのことを言ってこの質問をしますが、課長、私の手には、ここに令和3年度の6月と12月議会でのおたくの答弁書があります。そこのところをよく考えて今から聞くことに答弁してつかあさい。そうせんと、間違ったときにはペケですから。

前回、どうして費用対効果がゼロに近いこの事業を進めようとするんかと言うと、令和3年12月議会において、平成25年から令和3年まで要望書が継続的に提出されているとの答弁であります。継続ということは、年度が替わるたびに出とるはずなんです。まず、その要望書9枚を、課長、出してもらえ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今ここには準備しておりませんが、上組区が例年春に総会をしているようでございます。その総会の総意をもって区長からトンネルが通れるようにしてほしいという要望が出ておりますので、後で確認していただければと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） はいじゃあ、課長、その9枚の要望書はあるんですね。自分がこうして区長になってから今年で9年目なんです。そうすると、自分は町に出した書類の全部控えがありますから、自分があるということは当然役場に上組区の区長さんが出した要望書はあると思うんです。そここのところははっきり言っときます、先に。分かりました。

次に、この工事につきまして、令和3年9月21日に2,500万円の予算を計上して、調査測量設計入札を執行して、セトウチ大崎上島営業所が723万円で落札されました。5か月が経過しますが、図面が出てきません。令和3年12月議会において、完成品が2月末に上がってくるとの答弁でありましたが、いつ出てきますか。それと、産建の委員会で説明するとの答えでありましたけど、それも今のところ口約束だけです。

それと、この事業は320メートルで計画して、1億3,000万円の予算と2,500万円の調査測量設計を消費税込みでもう契約をしとるんですよ、課長、9月22日に。だから、そのときに課長は、実は320メートルではなくて、実質的にはトンネル部分の54メートルの事業で終了するとのことでした。それでは入札の条件とは違うんじゃないですか。再度、また54メートルの入札をするのか。課長、お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事業については、今年いろいろな意見がございました。その中で、事業の種々の変更を今している状況があって、3月の議会、先日の議会においてもその繰越しの話はさせていただいたところでございます。事業については、慎重に審議していくということで、今いろんな検討をしているということで令和4年度に繰り越すこととなっております。

そして、事業の測量設計ですけれども、320メートルを計上して、実質的にはトンネルの改良ということになるという説明をしたところですが、もう少し詳しく話をさせていただきますと、この事業は国の補助金を受けてやる予定にしております。その中で、道路の前後、起点から終点までということになるんですけれども、全体計画として320メートルの図面を作成して、そのうちの主なところはトンネルの改良ということで、トンネルが54メートルということで54メートルの改良と申しましたけれども、実質はトンネルの、改善するのは54メートルですけれども、その前後のすりつけ区間というのがありますので、それは伸びるということで今まさにまだ検討段階で、基本的な概略設計、基本路線も決定できてない状況でございます。これは、さらに地元住民、また建設課の中でも協議の余地がある案件ですので、いつまでにこれができるかということになりま

すと、今後の検討次第ということになります。ただ、このままどんどん伸ばしていくことではございませんので、秋頃には結論を出せるように努力しているところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、この定例会が開かれるたびに、この問題についてはこれで3回目なんじゃけど、答弁がころころころ猫の目のように変わるな。もうちいと自分の言葉というものに責任を持ってもらえん。そうせんと、あんた、わしらが聞いたときは54メートルのトンネルだけで終わると。ほしたら、また後で継ぎ足したじゃろう。何ぼでも次から次にぼろが出るというか、次の4回目に聞いたらまた違うことを言うぞ、あんたの今の答弁の仕方じゃったら。もっと自分の言葉というものに責任を持ってくれ。

そして、町長さんにも聞きますけど、このように意味不明な事業に対して説明があったんじゃろう、課長から。なかった、町長さん。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 課長からは説明がございました。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいで、何の違和感も持たずにオーケーを出しました、町長。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 理解をいたしました。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） そういうことが、これが、仮に320メートルができたとした場合に、あれが本当に上組区と白水区を結ぶ大切な生活道路であり、避難道路とできるという、現場へ行って自分の目で確かめました、町長さん。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 現場へは数度行きました。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 町長さん、どなたが考えても、あれをたった320メートル、上組区から引いただけで、大切な生活道路にしようが避難路になりゃあへんのですよ、どなたがどう考えても。

そして、課長に聞くんじゃけど、このたびまた1,000万円の費用を計上しとるじゃん。あれは何の費用。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今の1,000万円というのは令和4年度の当初予算のことだと認識しております。当初、令和3年度に道路の設計を全て終えるために2,500万円計上させていただいたところですが、いろいろな意見があって紆余曲折しております。その中で、令和3年度は1,000万円で道路の概略設計までにとどめて、令和4年度については残りの詳細設計を行って次の令和5年に引き継ぎたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、課長、前回セトウチさんと入札執行して契約したあの723万円というものはどのようにしたん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道路設計のうちの道路概略設計、また土質調査等を行って、現在進行中でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 私が聞きたいのは、前回入札をかけたじゃろう。ほして、セトウチ大崎上島営業所と契約したじゃん。その費用はどのようにになりましたかと聞いたんです。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 契約をして契約を履行している状況であります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、図面がまだないんだからお金は一銭も払ってないん。払った。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 契約者から請求がないので、払っておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 払ってないんじゃったら、前回の2,500万円は丸々残っとるな。払ってないんじゃろう。その挙げ句にまたこの1,000万円を追加したん。おかしいじゃろう。説明がつかんぞ、これは。

あんだ、2,500万円の予算を組んどって、ほいじゃがまだ一銭も払っておりませんと。そしたら、2,500万円は残っとる。それにまた新たに1,000万円計上しとるその根拠を示してくれる、ほいじゃあ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この令和3年度事業については未確定な部分が多いため、手をつけておりません。ただ、令和4年度に向けての見通しとしては、令和3年の事業は概略設計にとどめるため、不用額が出るものと思われませんが、令和4年度の詳細設計は令和4年度に必要となるというふうを考えておりますので、令和4年度の当初予算に計上させていただいているというところです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃあ、課長、ぶっちゃけた話をすると、この2,500万円は12月議会の補正のときに繰越しにしてなかった。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 繰越し事業として計上させていただいております。というのは、事業内容について非常に決まってないことが多いので、繰越し事業として計上させていただきました。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 繰越しにしとるんじゃないら、わざわざ1,000万円つける必要はないじゃろう、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） これは町の予算的な話になりますけれども、財源等の協議の中から、令和3年度事業が余った分、令和4年に新たに計上したほうがよかろうという町の中での話で予算を分けさせていただいたものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほして、ここの件を言ってもあれじゃけど、課長、この前、たまたま自分はあの隧道へ写真を撮りに行った。ほしたら、3人ほどの方が畑の中でごじょごじょごじょごじょしようる。ということは、今度はトンネルの横のミカン畑の中へ新たに町道大久保線をつけるつもり。そのためのこの1,000万円の設計費用じゃないのか。違うのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今、そのような方針で進めているところです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃあ、今度はミカン畑の中へ道路を通すということはもう

地権者とは裏で話がついとるのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 設計ができてない段階で地権者と話ができているということ
はございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それじゃあ、あのミカン畑なんかには地主がおるわな。地権者が
おられるじゃろう。その方にどう言うて入っていったん。ここに道路を通しますけん調査
させてつかあさいって入ったんじゃないのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 調査測量設計についてはお願いに行きました。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はっきりと課長、言えや。ミカン畑を持つとる地権者とある程度
下話がついとるんじゃないのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 予算が確定できてない案件ですので、それが確定している
ということはありません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、視点を変えますけど、課長さん、仮にあの道は今何
人ぐらいの利用者がおられると思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 私が聞いているところでは、農家の方3軒がああトンネルを
通過しているというのは聞いております。ただ、利用者全体的話になると伺っていないの
で、今は分かりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） たった3軒の農家と言われましたな、今。JRでさえ、今言うよ
うに、利用者の少ない路線は廃止する方向で考えとる。この大久保線については、利用者
が増える可能性は限りなくないよ、増加することは。そういうところにこれだけ大きなお
金をかける理由があるのか。あるといたら、自分がいつも言うように、上組区と白水区
を結ぶ大切な生活道路であり、避難路でありますと言われますけど、そういう説明を一般
町民が納得してくれると思う、あんた。そうする銭があるんじゃないや、今さっきの上青

木議員じゃないけど、この銭を大西港から大西の橋のところの近所のほうにつける歩道を造る銭にでも回してやれ。そのほうがよっぽどみんなが喜ぶと思うぞ。

それともう一つ聞きたいんじゃないけど、これは総事業費が8,000万円じゃった。前回は1億3,000万円じゃった。ほして、令和3年から令和7年、これは何を意味するのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事業の執行については、県道も推進していかなければならない。また一方で、町道も修繕また改良を進めなければならないということで、予算科目を分けてそれぞれ並行して進めているところです。

全体事業費については年々見直しを行います。現在、令和3年から令和6年まで予定を立てておりますけれども、この概略設計が決まって詳細設計まで行きますと、正確な事業費、また用地買収の範囲が確定します。そのときに全体計画についてはまた見直しを行いますので、現段階での予定というふうにご理解ください。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、課長、この大久保線の改良工事というのはどうしてもやると。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大久保線改良工事については、議会での議決を得たものでございます。執行部としては、この議決に従って粛々と事務を進めていくものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） この件はこれで終わりにしたいと思いますけど、それではやるということは、結局、改良工事をして人様はたくさん通らないと。その代わりにイノシキさんとタヌキさんの通る道にやるんじゃないと、そういうふうにとってもいいな、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道路改良は町民のためと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、次の質問に入ります。

このたびの一般質問を作成するに当たりまして、私の手元にある資料をひっかき回しておりました。そうすると、その中に首をかしげたくなるような資料が出てきたので伺いま

す。

入札業者選定についてでありますけど、以前この件について伺いますと、副町長を含めて5名の選定委員が入札業者を選定するとの答弁を得ましたが、何を基に選定をするのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定につきましては、大崎上島町建設工事指名業者等選定要綱に基づき選定しております。当該要綱において、指名競争入札の執行に当たっては、町は入札に参加しようとする者に対し、工事の実績等を要件とする入札参加資格を認定し、建設工事の種類及び設計金額に応じて必要な、入札参加資格を有する者の中から入札に参加させる者を選定するものと規定されております。また、測量・建設コンサルタント等の業務の指名競争入札に係る指名業者の選定についても、当該要綱の選定基準に準じ、指名業者の選定を行っております。

なお、指名業者の選定については、事業担当課が入札参加資格を有する者の中からこれまでの実績等を考慮して、総合的に判断し選定した後、町建設工事等指名業者選定委員会に諮って決定しております。

引き続き、適正な施工を確保するための施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮し、適正かつ厳正に指名業者の選定を行ってまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、課長にお伺いします。

ここに、これは役場から頂いた資料なんですけど、令和元年、2年の測量及び建設コンサルタント等登録業者一覧表というものがあります。これは役場の資料で間違いのないと思います。この中に、名前のない業者が入札に参加して受注している物件が幾らかあります。

副町長さんに伺いますけど、この業者、（株）セトウチ大崎上島営業所が参加できるように何か天の声があったんですか、なかったですか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） セトウチさんに資格がないのに指名しているというような実績はございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 課長、これは名前がないよ、ここに。3年度にはある。令和3年か4年度分にはあるんよ。それが、何で名簿にない人が入札に参加できるのかって、わしはそのことを、たまたまこれはほかの資料をこさえよったら出てきた。ほいで、これはおかしいじゃろう思うて今度は追加で聞いた。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） おっしゃるセトウチにつきましては、大崎上島営業所は最近できたものでございます。その前は、セトウチというのは竹原にございまして、指名は竹原をしておりました。

大崎上島は、今はセトウチから入札参加資格を委託されております。その当時は、セトウチで入札に参加する、営業者はございましたが、入札に参加するときはそのセトウチの本社のほうからそのたびに委託をするような形でしたけども、今現在は根本的に入札参加資格をセトウチのほうから大崎上島営業所のほうに全部委託をされておりますので、そういった形になっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） これは、課長、ほいでもここを見たら、県内の業者、この令和元年から2年は43件の中に竹原市も。じゃったら、県内じゃろう。当然、名前があるはずじゃろう。ないよ、ここに。今あんたの説明じゃったら全然違う。

○総務課長（山本秀樹君） その資料は全部ありますか。

○2番（森若 巖君） ここにあるじゃん。

○総務課長（山本秀樹君） いや、セトウチがないということはないです。

○2番（森若 巖君） ほいで、3年度にはセトウチはあるんよ。それからじゃけえ、もう3年、4年に文句は言わん。ほして、わしは意地が悪いから返って以前の分を見たら、29年から30年、ここにもあった。ほいで、極端なことを言うたら、28年度の分にセトウチさんの名前がなかった。それでも、待つてよ。ちょっと待つて。8件だ。8件入札に参加しとる、セトウチが。そして、8件全部受注しとる。その工事名を言おうか。要らんじゃろう、言うたらばれるけえ。それは言わんけえな。

ほして、29年度は1件しか参加してない。その代わり、それは受注しとる。30年度も1件しか参加してない。それも受注しとる。そのときも名前がない、これに。ほいで、31年度は、5件入札に参加して4件受注しとる。31年度は令和元年だわな、ほいじゃ

けえ。31年と令和元年は一緒だから。ほして、令和2年は、2件入札に参加して1件は受注しとる。ここまではこれに名前がない。名前がない。はっきり言う。

だから、たまたま、今言ようたように、わしが資料をひっくり返しようたら出てきたから。おかしいな思うたけえ、これは追加で聞いた。これは聞くつもりはなかった、自分は。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

いろいろまだ話があるみたいなので、お昼休憩にいたします。

13時から再開いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（望月邦彦君） 先ほど森若議員のほうからご指摘のありました株式会社セトウチの建設コンサルタント等の登録の有無につきましては、令和元年度、2年度、またそれ以前の登録につきましても登録されていることを確認いたしましたので、報告いたします。また、森若議員のお持ちの資料の入手経過が定かではございませんが、職員が渡した資料に過ちがあったということでございますのでおわびいたしますとともに、今後このようなことのないよう指導を徹底いたします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、副町長が言いましたように、この資料を追加で頂きましたので、この件についてはもうこれで終わりにします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 3問目、繰越し事業について。

本庁舎、東野文化センター空調設備更新工事は、令和3年11月22日に入札を執行され、島内の業者2社、島外の業者6社に入札案内を出したが、予想どおり島外の業者は辞退され、島内の2社で入札を執行しました。区域内の業者に入札参加資格がないために、

平成29年度以降、初めて区域外の業者が落札されましたが、工事に着工する様子が一向に見えません。まさか、区域内の業者の手が取れるのを待つことにしたために繰越しにしたのか、それとも他の理由があるのか伺いたい。それと、発注者は落札業者に対して責任を持って工事を行うよう指導する義務があると思いますが、その2点をお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えいたします。

質問1点目の大崎上島町本庁舎空調設備更新工事を次年度に繰り越した理由につきましては、当該工事は新型コロナウイルス感染症等の社会情勢の影響により世界的な半導体不足によりまして、空調機器の生産に遅延が発生し、工程上、年度内の完成が不可能となる見込みであったため、次年度に繰り越すものです。また、当該工事は、令和3年11月26日に仮契約を締結し、同年12月13日に議会の議決を得て本契約となったものありますが、本庁舎に来庁される住民の方等への影響を考慮して厳寒期での施工を避ける必要があったため、工事が進捗しておりません。

質問2点目の発注者は落札業者に対して責任を持って工事を行うよう指導する義務があると思うがとの質問については、請負工事の施工に当たっては監督員として職員を指定して、当該職員に工事の施工に関する監督をさせるものとなっておりますので、発注者は受注者の指導を含めて契約内容の履行についての監督責任があるものと認識しております。

なお、当該工事の施工については、専門的な知識を要することから職員のみが施工管理を行うことが困難であるため、当該工事の設計監理業務を業者に委託しております。その設計監理業務の受託者と連携して契約の履行の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、課長にお伺いしますけど、今言いましたように、島内の業者2社の方が入札に参加され、1社の方、名前は分かっておりますが、応札されました。落札されました。その方がまかり間違っただけで区域内の業者に仕事を依頼することはありませんか。いつものとおり、課長の逃げ口上で、自分たちは業者を選定するところはまでは行きますけど、後は業者間のことで分かりませんと、そういう逃げ答弁でいきますか。どうですか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 元請は、おっしゃるとおり、業者の名前は出してもいいんで

すか。

○議長（信谷俊樹君） もう契約しとるんならええよ。

○総務課長（山本秀樹君） 元請は先ほどおっしゃった業者ですけども、下請業者として入ることとなっております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 下請で入るということになっておりますと今答えをいただきましたけど、下請といいましても間口は広いです。丸投げの下請ですか。どこまでの下請ですか。それは分らないですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 空調の更新工事でございます。空調の更新工事は、管工事の業務があります。それに付随しまして元請が1次下請として業者へ下請契約を結び、また管工事を持っている業者へ2次下請で施工するように伺っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） そうしますと、責任は落札した業者にあるということですよ。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 責任というのは工事の責任のことですよ。

○2番（森若 徹君） そうです。

○総務課長（山本秀樹君） 元請業者が当然最終的には責任を負うものと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 次に、この工事については、予定価格が事後公表となっております。このようなことが平成29年以降に何回かありますか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） おっしゃる事後公表につきましては、今年度の入札改革といたしまして、予定価格の5,000万円以上、この工事につきまして指名委員会等に諮りまして、令和3年度から5,000万円以上の工事について事後公表をしていこうと。県内につきましてもそういったことを鑑みながら事後公表とかが増えてきておりますので、そういったことも鑑みまして本町におきましても今年度は5,000万円以上の工事について事後公表とするもので、本庁舎と垂水の排水機場ですか、あそこの工事でも事後公表だったと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 垂水も言われましたが、事業費1億円の分か。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 契約金額は1億円ではないですけども、それです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） ということは、課長、これは普通、予定価格を公表した場合には内訳書が出てくるじゃん。そうじゃろう。内訳書が出るじゃろう。

○総務課長（山本秀樹君） 入札の。

○2番（森若 巖君） うん。ということは、これは、事後公表ということは内訳書があるのかないのか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 入札時につきまして、入札書と同時に内訳書は提出することとなっております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） それでは、これがげすな勘ぐりなら大変失礼な言い方かも知りません。仮に、僕と総務課長が入札に応札したとします。その場合に、役場としては総務課長にこの仕事をやってもらいたいと思えば、予定価格を後から公表するんじやったら、札を出した後に予定価格を書き込むことができるんじやろう。げすな勘ぐりをしたらそういうことが考えられるけど、そういうことはないのか。

○議長（信谷俊樹君） 100%ないことは100%ないって言うてくれよ。

総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） まず、そういったことは全くございません。というのも、設計金額で決裁を取ります。そのときに権者に予定価格を入れてもらうんですけども、そこで最低制限価格というのも計算して出します。なので、後からそういったことは当然ありません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） この件については、事後公表した予定価格と落札金額がたった58万円しかない。そがなけん、わしが今言うように、後から一番下の金額、極端に言ったら、課長に取ってほしかったら、課長が書いた金額よりちょっと上へ色をつけて予定価格を書くことができるじゃろうけん。たった58万円じゃけん、予定価格と落札金額とが。

そりゃあ、そういう疑念を持つことはない、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） その差額については、業者の努力で設計金額を出したものと捉まえておりまして、私ら執行部としましてはそういったことはないものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） あまりすっきりと納得はしてないんですけど、後の問題がありますから問題はこれで引き下がります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 4点目、大崎上島町プレミアム商品券について。

これからのことがありますから、この事業の趣旨と目的と、事業費1億1,475万円を計上し、印刷されたプレミアム付商品券の数は1万4,480冊であります。この数字は人口数掛け2で計算したのか、まずそこをお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 森若議員の質問にお答えします。

プレミアム商品券の事業の趣旨と目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が停滞し、大崎上島町内の事業者の売上げに大きな影響を与えたため、地域の消費喚起と町内の経済が活性化することを目的とし、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に実施したものです。

次に、1億1,475万円の算出ですが、商品券の売上げ7,300万円、商品券プレミアム分3,650万円、事務費分525万円の合計です。商品券の売上げと商品券プレミアム分の算出は、人口掛け2冊で計算しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） それでは、この1万4,480冊を印刷しました。最終的には、9,782冊販売され、4,698冊残りました。販売率は67.4%です。島内の一般事業者等の売上減少の活性化を図る目的ならば、残った4,698冊のプレミアム付商品券をなぜ追加販売しなかったのか。竹原市は追加販売ができたのに、うちの島でできなかったその理由をお聞きしたい。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 追加販売しなかった理由としては、町民全体の公平性と混乱を防ぐために再販は実施いたしませんでした。

他市の追加販売した件ですが、本町の事業方法は住民全員が2冊まで購入できることを優先したことに対し、他市の方法は発行総数を決定し、抽せん販売を実施する方法です。他市が追加販売を行った理由は、応募件数が下回ったため、先着順の追加販売を行ったようです。また、先着順で実施すると、同じ人が購入するといった問題点が発生していると聞いております。本町では、公平性を考え引換券を郵送し、住民全員が購入できる方法を選択し、感染症対策として先着順といった混乱をする方法では実施いたしませんでした。追加販売は、住民の混乱を招くおそれがあることから、関係機関と協議し、追加販売をしない方法で事業を進めてまいりました。

次に、1冊当たりの経費ですが、商品券印刷代決算額は50万6,000円ですので、多額の経費を無駄にしたとは考えておりません。ただ、プレミアム商品券事業は町内の経済が活性化することを目的とした事業であることから、全ての商品券を追加販売し、最大の経済効果を上げる方法を選択しなかったことについては次回への反省点として今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 今、課長より前向きな答弁をいただきましたけど、公平性を持つために追加販売をしなかったと言われましたけど、それは最初にこのプレミアム付商品券を計画したときの趣旨と違うんじゃない。島内の業者がコロナ禍で大変痛んどると。その方と住民たちのために5,000円で7,500円分利用できることをしたんじゃない。追加販売しとったら、地元の一般業者の方も消費者にとっても2,500円分の恩恵があったじゃない。

そがなけん、自分が今年の12月半ばに課長のところへ行ったじゃろう。課長、こうこういうふうはどうですか言うたら、ほしたら課長は、そのときの答えとしては、自分一人では考えられませんから他の方と相談します言われた。相談します言われたときには、多分駄目じゃろうとは思いました。役場は検討します、何とかしますって、絶対しませんけん、それは。ほいじゃが、今言うように、公務員のようにしっかりとお金をもらっとなる方なら構わん。ほいじゃが、一般住民の方なんかは5,000円で7,500円分使えるということになると、正月の買物のときに餅が2個のところ3個買えるんよ。そうい

うことを考えたら、もう少し、今言よったように、12月20日過ぎた後に、1人2冊追加販売できるようにしようやと言うたじゃろう、あんに。じゃが、今言うたら、あんたが自分で決めたんか、それは商工会のほうで決めたんか、副町長が嫌じゃ言うたのか、それは分からんと。町長さんは、そういうことは一切言わんから。悪者になるのは、全部副町長なんじゃけん。ほいじゃけん、あんたが副町長のところへ行って、どうしたらいいですかって言ったら、副町長が、面倒くさいけえそんなことはするなって言うたんかも分からんと。

ほいじゃけん、あんたは人間ができとるから、関係機関と協議しました言われたろう。ほいじゃが、こういうことがまた次もあるかも分からんからしっかりそういうところは研究して、皆さんが少しでも恩恵にあずかるようにしてやってくれ。答えはええけえ。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 次は、執行残を伺いますけど、残について。

1点目の柿の浦住宅の建て替え工事につきまして、調査測量設計分として4,777万7,000円を組みました。そして、調査測量として、消費税込みで352万円で契約しております。次に、設計業務につきましては、落札率が22%、消費税込みの946万円で契約しております。本来なら、この分が執行残として、4,777万7,000円からこの352万円プラス946万円の残が執行残ではあるんですけど、どういうわけかこの中から住宅修繕費147万2,000円、今後の住宅修繕見込み費70万円が7戸490万円、この2つの事業は、課長、3年度に完了したのか。そこをまず聞きたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えします。

執行残の147万2,000円については、流用という形で町営住宅の修繕に使用しております。住宅の主な修繕内容としては、温水機の故障、水道管または配水管の水漏れなど、日常生活に支障を来すものが多いことから即日の復旧が求められております。また、事前の予測も難しいことから、予算の柔軟な対応が必要となっております。

それから、もう一点の今後の住宅修繕見込み490万円については、できれば令和3年度中に契約し、早期に事業執行する予定で流用をしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） そうすると、課長、147万2,000円はもう3年度に使っ

た。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 既に執行しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） じゃあ、490万円はまだ執行してないとのことでしたので。

普通、この4,777万7,000円ということは、これは自分達に言わせれば委託費というのか、事業費じゃないけん。委託料のような感じじゃろう。その委託料、要は設計のほうじゃけえ、そうするとそのお金が残ったからといって事業費のほうへ流用することは自分らの考えじゃあ思いつかん、全然別のもんだから。

事業費が残るとるのをこの事業費へ使ったというなら納得する。委託料が、そりゃあ今言うように、K構造さんが22.8%ほどで落としたから、しっかり残ったからこういうことを考えたんじゃろう。こがなこそくなことはせずに、今言うように4年度に、はっきり言うんじゃったら490万円というものは事業費として計上するほうがいいじゃろう。そういうことは頭の隅に一つもない。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 修繕費については、先ほども申しましたように、早期に対応が必要ということで流用させていただいております。もう一点の住宅修繕については、できれば、もう今調整中なんですけれども、令和3年度中に早期に契約をしたいという旨で流用させていただいております。住宅費の中の事業費の流用ということで、制度上、認められたものというふうに解釈しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃから、言ようるじゃろう。はっきりと事業費として4年度に計上したらいいじゃろう言ようるんよ。こういうこそくな考えを持たんかって。言うじゃろう、委託料と事業費は全然別なもんなんじゃ。早く言やあ、水と油みたいなもんだ。あんたら、みそもくそも一緒にしとるじゃろう、表現が悪いけど。自分らはこういう仕事に携わってなかったら、そりゃあ、うん、納得じゃって言うかは分からんけど、曲がりなりにも建築関係の仕事に関わっとったらそういうことは到底及びつかん。そりゃあ、役場の方らは自分らより賢いけんそういうことは及びつくんかも分からんけど、課長、そういうことをするな、これから次のことがあるんだから。

ほして、今さっき言よったように、令和4年度2月までにこのK構造さんは6件受注し

とる。その落札率を教えてあげるから、今から。7月20日が22%、9月6日が100%、9月21日が80%、10月18日が81.52%、2月8日が91.97%、2月15日が95.1%じゃ。これを見たときに、この設計料の22%という落札率がいかにおかしいかという違和感を持つじゃろう。誰でも持つと思うぞ。課長だったら持たない。そこだけ答えてくれ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 入札時においては、業者が見積もった工事価格と業者努力により対応できる額を勘案し、額を決定して応札するもので、各業者の判断に委ねられるもので、我々の関知するところではございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） これで最後にします。自分は、違和感を持つか持たないかと聞いたんです。そこだけでいいんです。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 入札は適正に落札され、契約も成立しておりますので、違和感はありません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 言ようるじゃろう、課長。違和感を持つか持たないかというその2点だ。丸か黒でええんじゃ。あんたみたいな長々要らんのじゃ言ようる。

この22%というのは、ほかの落札率に比べたら非常に安いじゃろう。そのことに対して違和感を持つか持たないかって聞いとるんじゃ。まともに答えや。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 繰り返しになりますけれども、違和感はありません。

○議長（信谷俊樹君） 時間です。

○2番（森若 徹君） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 徹議員の一般質問を終わります。

次に、進藤雅通議員の発言を許します。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） じゃあ、どうぞよろしくお願いします。

私のほうからは、今後の高齢者対策について伺いたいと思います。

町長の施政方針では、高齢者が健康で、生きがいを持って生き生きと暮らすまちづくり

を目指し、百歳体操、脳いきいき教室、社会福祉協議会主催のサロンなどの介護予防事業及び保健指導事業や、特定健康診査による生活習慣病対策並びに配食サービス事業など、多様な事業を実施してまいりました。また、新型コロナウイルスの影響で計画どおりにはできなかった事業、困難なところがありましたけど、わくわく元気ポイント事業を活用するなど、工夫を凝らし、参加者をさらに増やす取組を進め、健康寿命の延伸を実現しますと言われております。

その中で、日本っていうところは、現在少子・高齢化が進んでおります。大崎上島町というところは高齢化率がたしか48%か7%ぐらい、半分が高齢者という、残りは若者、若い方っていうことなんですけど、この大崎上島町が今日本の先を行ってるって言っちゃあこれはおかしいんですけど、日本全国が進んでいく中の少子・高齢化、その中における半分高齢者と若者という比率なんですけど、そういう中で今後の上島町における高齢者対策をどう考えていくのか伺いたいと思います。今後のというふうに聞いていますので、2025年問題、そこに向けての考えというのがあるかと思っておりますので、伺いたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 進藤議員の質問にお答えします。

質問の今後の高齢者対策をどのように対策していくのかとのことですが、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる環境や仕組みづくりを進めるとともに、重度化防止のための介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 介護予防事業とかを進めていってということなんですけど、この先、上島町の世帯ってどういうふうになっていくか想像したり、今そういう答えがもう出ているのかは分かりませんが、どうなっていくかお答えください。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 今後のことですが、人口は徐々に減少していくものと認識しておりますが、65歳から84歳の年齢の方は横ばいと推計しております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 人口比率は横ばいでいくということなんですけど、想像してみてください。丸い風船、この中に人口がいっぱいおって、空気を抜くとどんどん小さくなる

っていきます。その中で、高齢者の方々、私たちがみんな年を取っていきます。何十年後か、僕も80歳になったりします。皆さん年を取るんですけど、そうやっていった中で、若い方がいない中でいくということは高齢者はおるわけですよ。

その中で出てくる問題っていうのは、僕は思うんですけど、老老、お年寄りの世帯、独居の世帯だったりとか、あと働く世代の方が仕事をしながら介護していかんやあいきんような世帯だったりとか、ダブルケア問題とかヤングケアラーとかという問題もありますけど、そういう中で町として、これは上島町だけじゃなくて、島には介護施設があります。そこの方々にも頑張って、今後のことを考えてもらわんやあいきんんですけど、まず町としてそういう方々はどういうふうに対応、対策していききたいか、していこうかというのはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 進藤議員さんのおっしゃるとおり、いろいろこの先、不安なところは多いかと考えております。要介護高齢者の需要に応じた良質なサービスがこれからは必要になってくると思いますので、関係機関等、介護事業所等も含めまして、今後のことについて検討していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 今後、検討していかんやあいきんことなんですけど、ただ目の前に、目の前というほどではないかも分らんけども、もう来とるんです、近づいてきょうるんですよ。その中で、今現在、何か施設、法人等、社会福祉法人のほうとかと何か話をしたりとかしていますか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 今年度からでございますが、介護事業所と今年度初めてになります。今後に向けて検討していく連絡調整会議を行っているところです。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） じゃあ、本年度からそういう話を進めていくということですけど、まず思うんですけど、まずは在宅生活の方、まだ施設に入れない、入る資格がないとか、入りたくないという人もいますし、この島の中で生活していきたいっていう人もいますし、そういう方々の在宅生活を支える上でのどういった事業とか、ボランティアさんとかに今活躍していただいておりますけど、ここを何か具体的にこういうふうにしていききたいとかというものはないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 在宅サービスについては、現在ショートステイやデイサービス、ホームヘルプなど、利用、活用していただいております。認知症等、進行が進んだ場合にはグループホームなども検討していただいているところで、今あるサービスを継続的に続けていくことも重要な課題だと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） あと、その中で地域との協力とかというのが必要になってくると思うんですけど、その人、介護サービスとして要介護者の方を支えていくという中でどうしても介護職員っていうのが必要になります。これは介護福祉施設のほうでも考えてもらわなきゃいけないんですけど、町として何か協力というか、ここはこういうふうに持っていたらいいんじゃないかとかはあると思うんです。

まず、介護サービスで働きたいっていうか、3Kの中に入っていますので、業種が、きつい、汚い、給料が安いっていう介護サービス事業の中で成り手が少ないです。もう一つの原因として、土日の業務があります。土曜日、日曜日に仕事をせんといけん。そういう中で、やっぱりあそこはやめとこうとかっていう思いがある方もいます。そこで、町のほうからもうちょっと施設のほうに何か訴えていってもらいたいものがあるんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 介護サービスを安定させるため、介護人材、福祉人材ですか、定着を図っていくことは重要なことだと認識しております。

現在、町では、社会福祉人材就職支援金支給事業といたしまして就職支度金みたいなものですが、そういった制度があります。そういったものを事業者さんにも通じて、職員の採用等、依頼しているところです。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） その就職支度金のほうなんですけど、実際います。働いてもらってました。ただ、その期限が過ぎると島を出ていった方もいます。できれば、継続して島で働いてもらいたいという思いがあるんですけど、契約ですからそこはしょうがないところがあるんですけど、もう少し、ここで働きたいなっていう何かがあればいいんですけど、今後も施設と協力して人材確保のために言ってもらいたいと思います。よろしく願いします。

○議長（信谷俊樹君） これで進藤雅通議員の一般質問を終わります。

次に、森 ルイ議員の発言を許します。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 本日最後の一般質問となりました。森 ルイと申します。

一般質問通告に従いまして、大枠2点質問させていただきます。

1点目、教育行政について。

通告書に（１）、（２）と分けておりますので、まずは（１）のほうからお伺いします。

いじめ事案が発生した場合の学校の対応について。

昨年、大崎上島町立の学校においていじめの可能性のある事案があり、当事者の生徒が長期にわたり学校に行けなくなってしまうということがありましたが、学校側が早期に適切な対処ができなかったことが不登校となった要因の一つではないかと考えられます。

①として、いじめの可能性のある事案があった場合、どのように対処するのか。②として、不登校となった生徒のサポートとしてどのような対応をするのか。③として、いじめ防止に向けての対策として何をすべきかについてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 森 ルイ議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目のいじめの可能性のある事案があった場合の対処についてですが、学校においては通常、いじめの可能性のある、ないにかかわらず、子供同士のトラブル、いわゆる生徒指導上の事案については可能な限り早く、関係した子供たちから事情を聞き取り、事実関係を確認いたします。その結果、いじめであると判断した場合には、校内で情報を共有しながら学校長を中心として解決に向けて対応を進めるとともに、教育委員会に報告をいたします。その後の解決に向けた対応については、事案の内容によって多少は変わりますが、おおむね次のとおり進めます。

まず、つらい思いをしている児童・生徒にはじっくりと話を聞いて、心のケアをいたします。それから、聞き取りの中で明らかになった内容のうち、反省すべき言動については、関わった児童・生徒に指導して説諭をいたします。また、関係した児童・生徒の保護者にも連絡をいたします。その後も、学級担任等を中心として学校生活を細かく観察し、気になることがあれば教職員で情報を共有して、児童・生徒が今後成長していく方向で対応を続けます。これが質問1の答弁でございます。

次に、2つ目の不登校となった生徒へのサポートについてですが、学校においてはいじめの可能性はある、なしにかかわらず、生徒指導上の事案などによって学校を休みがちになった場合、登校した日には学級担任などを中心に学校生活の様子を観察して、気になることがあれば教職員で情報共有をして取り組みます。そして、じっくり本人と話ができる時間をつくったり、学校生活に前向きになれるように積極的に声かけを進めたりします。あわせて、スクールカウンセラーなど、専門性の高い職員からのサポートも計画をします。また、該当の児童・生徒が欠席や早退をした日、この日については、学級担任や副担任が家庭訪問などによってその日の授業内容や家庭学習について連携をしたり、意思の疎通を図ったりいたします。状況によっては、オンライン授業の提案を行います。何より、つらい思いをしている子供への対応を中心において取組を進めることが大切だと考えております。

3つ目、いじめ防止に向けての対策についてでございますが、まず児童・生徒がいじめ防止に向けて主体的に活動することが必要だと考えております。自分たちが自分たち自身のこととして考えて、具体的な行動を起こすことによって未然防止につながると考えます。例えば、生徒会や児童会、あるいは最上級生が中心となって学校全体としての活動を計画したり、各クラスの動きにつなげるなどの仕組みをつくるのが有効だと思います。他人事ではなく自分事として捉えさせる取組が必要であり、効果的であると考えております。

次に、児童・生徒全体に対する定期的なアンケートや面談によって子供の声を把握することも必要な対策であると考えます。あわせて、これは以前から学校で行っている心に寄り添う指導をより一層進めることが必要であると考えています。そのためには、児童・生徒と共に活動する時間や場面をできるだけ増やしていくことが大切だと考えています。学校には、授業以外に掃除時間とか給食時間とか休憩時間とか放課後、中学校では部活動の時間があります。これら児童・生徒と共に過ごすことの時間、あるいは場面を教職員が意識して増やしていくことで児童・生徒の心に寄り添うことにもつながって声が届きやすくなり、未然に防げる事案が増え、結果的にいじめの防止につながると考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） ありがとうございます。

①についてなんですけれども、いじめの可能性はある、なしにかかわらずということで

答弁いただきましたが、いじめかどうかという判断はどのようにされるのか教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 現在、文部科学省がいじめの定義を表明しておりますので、これに沿って各学校で判断すると受け止めております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 大崎上島町いじめ防止基本方針というものがありますが、いじめ防止対策推進法によりますと、いじめの定義というところで、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にあるほかの児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと定義することとあります。実際、例えば暴力行為ですとか、何か物を壊してしまうような、刑法の犯罪に当たるようなことでなくてもいじめに当たるってというのがこのいじめ防止対策推進法で定義していることだと思います。

それに照らし合わせますと、被害者側といいますか、いじめを受けたと感じる児童や生徒が、こう言われて嫌だったと言ったらイコールいじめにもなり得てしまうんですけども、そのあたりのところは学校のほうで調査をするなどして、これはいじめに当たる、いじめに当たらないっていうことを判断されるのだと思います。特に、例えば同じクラスの中で1対1でのやり取りではなくて、例えば学年が違ったりですとか、1対向こうは複数であった場合はいじめに当たるような事案になりやすいのではないかと思います。最終的にこれは校長がいじめかどうかという判断をするということによろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） もちろん、職員全体で協議をした上で、最終的には校長が判断すると我々は捉えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 個人情報がありますのでお答えいただける範囲内で構わないんですが、昨年町内の学校において発生したいじめの可能性のある事案、これについてはいじめであったということになっているのかどうかお答えいただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 個別の事案については答弁を差し控えさせていただきたいので

すが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） はい。

森議員。

○8番（森 ルイ君） いじめであったかどうか分からない状態ではありますが、仮にこれをいじめとしていた場合に、いじめの中でも重大事態というものがあると思うんですが、どのような場合にいじめの重大事態と認定されるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 本町のいじめ防止に関する取組の中で重大事態という定義がございますので、その中身に沿って判断をしていくものだと捉えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 大崎上島町いじめ防止基本方針の中にあります重大事態とは、次に掲げる場合を指すとあります。1、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。2として、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき。この相当の期間、学校を欠席するというのは基本的に30日とされていると思います。不登校が長くなってしまった場合にはこの重大事態に当たるのではないかと思います。そのような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 因果関係がはっきりしておればそのような判断になるかと思えます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 重大事態となった場合には、ほかのいじめに対する対応とはまた異なってくると思うんですが、報告関係、もしくは調査関係などはどのように変わってきますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 手元の資料ではっきりと正確には答えられませんが、重大事態ということになりますとより細かな報告をいただくようになると捉えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 重大事態となった場合には、学校から教育委員会に報告した後に町長まで重大事案発生の報告が必要というのが大崎上島町のいじめによる重大事態発生時

の対応フロー図に書いてあります。昨今、大崎上島町内においてこのような重大事案に当たること、個別ではなくていいんですけれども、例えばここ数年、二、三年の間にこのような重大事案に当たるようなことはなかったのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 私が把握している限り、ございません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど個別の案件で答弁はできないということで言われてはいるんですが、お困りの関係者の方から私が直接相談を受けたことがありまして、長い期間、不登校になってしまったという事案があります。それに関して言えば、いじめかどうかは私のほうでも分かりませんので、それがいじめではなかったとしても不登校が長い間続いているということで何らかの対応がされるべきことではないかと思うんですが、その点については学校側、もしくは教育委員会のほうで早期に適切な措置が行われていたかどうかお答えいただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 森議員、最初に言うたように、個別のものについてというところで切っとるんじゃけえ、もう一度ファジーなところの質問をしてください。

森議員。

○8番（森 ルイ君） では、例えば話をさせていただきます。いじめがあったと例えば学校のほうで認定される事案が今年の1月にあったとします。1月5日にあったと仮定します。そこから調査の上、いじめであるとされました。その後、当該児童、もしくは生徒が1か月半、不登校となりました。その場合には重大事案に当たるのではないかと思うんですが、重大事案になった場合には調査や報告が、先ほど申し上げたように、変わっていくことがありますし、学校側としても対処が変わってくるかと思うんですが、個別の事案ではなくて一般論として、そのように不登校になる前に何らかの手だてがされるべきことだとは思いますが、もしそのような事態になってしまった場合には早急に対処をしていただけるのでしょうか。

今の時点で、今お伺いして、私のほうは調べてきてはいるんですが、いじめの対応について学校や教育委員会のほうでどの程度把握されていて、いじめ防止対策推進法に関して、現場の教員もそうですけれども、どの程度理解されているのかというところは不安が残るところでもあるので、この法律に基づいて対応するですとか、大崎上島町のいじめ防止に関する基本方針などを基に適切な措置がされるべきと思いますが、そのような指導は

教育委員会のほうから学校側にされているのか、もしくは学校のほうで、教育委員会のほうと言わなくてもこのようなことはもう把握していて適切な措置を行っているのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 質問内容を途中で私が把握できなくなっておりますので、分かる範囲でお答えします。

大崎上島町のいじめ防止基本方針があり、それにのっとって各学校で基本方針を立てていることは事実でございます。そして、各校の基本方針に沿って各校でマニュアルをつくり、対策を取っている。ペーパーは、教育委員会に年度当初に出させておりますので、それに従って進んでいるというふうに把握しております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほどの重大事態についてですけれども、重大事態になるかどうかというのはいじめの発生から日数が経過してから分かることだと思います。先ほど申し上げたように、長期の期間不登校になるですとか、もしくは心身に重大な影響があるなど、それは1日、2日が出てくるものではないので、何か月もたってからそのような事案になるという可能性があります。そのような場合に、先ほど申し上げたように、例えば1月5日にいじめの可能性のある事案がありましたとなった場合に、その時点で調査をしたときに例えば口頭だけで、本人だけからの聞き取りで終わっていた場合に、周りに例えば目撃したほかの児童や生徒がいなかったかどうか、もしくは保護者のほうからこのような訴え出があって学校のほうでこのように対応した、もしくは電話で相手方の保護者に連絡した、そのような記録を残しておく必要があると思うんですけれども、全国的にいじめのニュースがあるたびに、ニュースに上がってくるというのは最終的に自ら命を失うということが多いんですが、そのような場合に遡って何も記録が残っていない。子供の命が失われたときに、学校や教育委員会に保護者から見て何もしてもらえなかったというような事案が多々見受けられます。また、調査や記録が残されていない、アンケート結果についても破棄されている、そのような場面が多々ニュースで見られます。

大崎上島町にあっては、子供が命を失いたいと思うような事案になる前に対処いただけているとは思いますが、小さい子供たちの心の中は大人が思う以上に傷ついていることがありますし、家族のサポートがあっても最終的に命を失うという決断をする子供がいます。現状で、私が今まで見てきた中で、大崎上島町の教育委員会ですとか、町としての子

供に対する対応というのは、このような事案が起きてしまいかねないと危惧するようなものであります。これは非常に残念なことではあるんですけども、実際に子供が傷ついている、子供が苦しい思いをしている、そのようなことを訴えても物事が進まないということを実際私は経験してきています。なので、これ以上、大崎上島町で子供が傷つくことがないように、教育委員会だけではなく、学校だけではなく、大崎上島町としていじめをなくしていくこともそうですし、町が一体となってこのようなサポートをすとか、報告をしっかりとる、調査をしっかりとる、これを本気でやっていただきたい。法律上の書いてあることだけ、これがこうだからやりました、そういうことではなく、苦しんでいる子供や保護者が何かをしてほしいと訴えているのであればそこを優先して考えていくべきことであると思います。

現状として、私は、まだまだできることがあるのにできていないのではないかと感じているので、今回このような質問をさせていただいています。対応については、これを機にもう一度、いじめ防止対策推進法にのっとって具体的にどのように対応するのか、また調査やその後の家庭において子供がさらに傷つくような言動を教員や周りの大人がすることのないように、子供の心を一番考えていただきたいと思います。

②の不登校となった生徒のサポートとしてどのような対応をするかというところですけども、先ほどオンラインという話がありましたが、GIGAスクール構想においてタブレットが1人1台配付されています。ただ、実際、休校が長引いたことがないためにオンラインの授業を実践的にはまだ始められていないと思います。ただ、このように不登校の事案ですとか、例えばいじめで別室の指導となる場合、そのような場合にこのタブレットを利用して授業をすることというのは、例えば不登校であれば学校に行きたくても行けない、気分的に、例えばいじめをした相手の顔を見たくないですとか、嫌なことを言われた人の顔を見たくない、そのようなことから不登校になることは多くあります。そのような場合に、このタブレットを利用して教室とつながるだけでも自分が1人じゃないんだと思える環境づくりができると思います。これに関しては、GIGAスクールとは言っていますが、なかなか進んでいないと思いますが、不登校の児童・生徒に関しては早急に対応していただき、一日も早く学校に復帰できるように学校とのつながりをつくっていただきたいと思います。

そのGIGAスクール構想に関して、タブレットの配付、もしくは現在不登校の生徒がいるかどうかは分かりませんが、不登校の生徒に実際タブレットを配付して授業をオンラ

インでやったということがあるのかどうかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 学校に来ることが難しい、いろんなケースがありますし、学校には来るけども、自分の教室に入りにくい、いろいろなケースがございます。

私が把握している範囲で申しますと、学校には来るけども、別の教室で自分が本来受けるクラスの授業をオンラインで受けているというケースが1件、それから別件で2週間ぐらい、いや、10日程度でしょうか、学校を欠席しなければならなかった子供にオンライン授業の提案をして実施をしたというケース、この2件承知をしております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） いじめの対応、また不登校の生徒に対するタブレットなどを利用したオンラインでのサポート、それ以外に教育長、もしくは教育委員会、もしくは学校全体として、いじめがないまちづくりのためにいま一度どのような思いを持って取り組んでいかれるのかということをお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） やはり、基本は、既に申しましたけども、しんどい、つらい思いをしてる子の取組を中心に据えて進めることだと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 例えば、学校側や教育委員会が法律にのっとって適切にやっていると思っている場合であっても、子供や保護者の側から見たらまだまだ足りないと思う部分が出てくることはよくあります。それは思いの違いだったり、被害といいますか、いじめを受けた側といじめをしてしまった側というのは思いの差が大きくありますし、管理者である学校の教員ですとか校長先生、もしくは教育委員会が思っている思いと、自分の子供が学校に行けていないその状態を間近に見て、子供が病院に行くほど体調を崩してしまうですとか、子供が例えば眠れなくなってしまうとか、そのような体調を崩している姿、学校に行けない姿を間近で見ている保護者、もしくは家族の方の気持ちを考えますと、恐らく今まで全国的に問題になった件っていうのはそのように組織としてやるべきことはやっていたという学校や教育委員会側の思いと、保護者や家族など、当事者側の思いがかけ離れているということが大きくあると思います。

その点に関しまして、教育長が、苦しんでいる子供、困っている子供に寄り添って対応するというふうに先ほどおっしゃっていましたが、それを第一に考えて今後も取り組んで

いただきたいと思います。

(1)については以上です。

続きまして、(2)……。

○議長（信谷俊樹君） 一回座ってください。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 放課後子ども教室の運営についてお伺いします。

以前より、教室スタッフの人事異動がないことが問題だと議員から指摘されたり、保護者からも同じ意見が出ていますが、東野教室については何年も同じ人が勤務しています。また、大崎教室では、臨時スタッフより優先してコーディネーターがシフトに入っており、放課後子ども教室実施要綱に定められたコーディネーターと協働活動サポーターの役割分担が守られていません。このような運営の弊害について、指摘しても改善されない理由について伺います。また、土曜日午前中にも開室してほしいという意見がありますが、今後の対応についてどうお考えか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の教育行政についての質問の2点目、放課後子ども教室の運営についての質問にお答えします。

教室スタッフの人事異動がないことが問題とのご意見につきましては、必ずしも人事異動がないことが問題となっているという認識はございません。東野、大崎、木江の3教室の放課後子ども教室がある中、ある教室の運営が不安定な時期があり、運営の改善策として人事異動を検討した時期がありました。しかし、人事異動をして、運営が安定しているその他2つの教室に支障が生じ、結果的に全体が悪循環に陥ってしまう、このことを懸念してこの間は人事異動の措置を取ることはしておりません。

次に、コーディネーターの件につきましては、大崎教室の常勤スタッフ、これが1名しかおらず、同じく常勤の勤務形態でありますコーディネーターが現在の協働活動サポーターの人員不足、これをフォローする状態となっております。この状態は必ずしも正常とは言えない状態と捉えておりますけれども、スタッフが不足している中、苦肉の策であると考えております。現在の状態を改善するためには2名の常勤スタッフ、この確保が必要と考えており、継続して人員確保に努め、運営の改善を図ることが子ども教室の喫緊の課題と考えております。

最後に、土曜日午前中にも教室を開室してほしいというご意見に対する今後の対応につ

きましては、保護者の方々のニーズを把握した上で放課後子ども教室運営会議を開催し、何よりも子供たちに安心・安全な場所、これを提供する目的、趣旨に沿った形で、スタッフの配置等、実施するための体制を整備することが可能であるかなど、確認を行いながら検討していきたいと考えております。

いずれにしても、スタッフの確保、これが放課後子ども教室、こちらのいろんな課題を解決するための課題であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今スタッフの確保が問題だということでしたが、スタッフの確保の問題はもう何年もあると思います。スタッフの確保、広島県の最低賃金という時給の安さもあるのかもしれないんですが、何が要因となっていて、改善するためには何が必要なのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員がご指摘のように、報酬額の低さ、これは大きな問題であると考えております。これにつきましては、町全体で会計年度任用職員、こちらの報酬額の改善について教育委員会から課題として提案をして、町長部局とも連携しながら改善に向けて努力をしたいと思っております。当然、近隣の市町の放課後子ども教室のスタッフの報酬額、教育委員会関係の会計年度任用職員、低位に置かれてる状態がありますので、そういったことも含めて改善に向けて動きたいと思っております。

そして、その他の部分でいきますと、教室の中でいろんな問題が起きている、そういったことが地域の皆さん、保護者の方々を通じてあまりよくない情報として伝わっているというふうなことというのが懸念する材料であるのかなど、そういったことがございますので、先ほど答弁しましたように、教室の改善に向けていろんな課題をクリアしながら、報酬額の面も含めてですけれども、来ていただける体制というのをこれから構築するよう頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほどスタッフの人事異動がないことが問題だとは認識していないということだったんですけれども、以前いろいろと問題があった際に、人員が替わっていないことによって、それが本来であれば改善すべきことであってもそういう外からの目

がないことによって問題が発見されない、もしくは問題と認識されないという事態がありました。その際に議員の中からでも、同じ人が同じ場所に長くいる、人の入れ替わりがないということが問題なのではないかという指摘が意見として出ています。最近ですけれども、保護者の方から同じような意見を私のほうで聞いておりますので、認識がないというのはただ認識されてないだけの話ではないかなと思います。

2年前に放課後子ども教室の問題がいろいろあった際に、保護者の意見を吸い上げるためにアンケートなどを実施するという方向で話をしていたと思うんですが、昨年、アンケートは実施されたのでしょうか。実際、前回アンケートを実施された後もそのアンケートがどの程度生かされたかというところが分からないところではありますが、令和3年度、放課後子ども教室の保護者に向けてアンケートの実施はされましたか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 令和3年度については、アンケートの実施はしておりません。教室の改善に向けていろんな努力をしておる中で、保護者の皆様のご意見、こういったものは令和2年度に踏まえていた内容がありますので、その内容について3年度についてはクリアするよう努力してきたところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 保護者の意見ですけれども、大崎教室については教育に携わる仕事をされていた方などがスタッフとして入ったため、それで問題の改善だったり、環境の改善がされたということで、同じように東野教室もそのように資格のある方に来てもらえないかという意見がありました。必ずしも資格がないと放課後子ども教室のスタッフになれないというわけではないんですが、そのような観点からいっても人事異動は有効ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 先ほどの答弁が言葉足らずだったかもしれませんが、人事異動を全否定するものではございません。先ほど森議員が言われた有資格者をほかの教室に配置をしてよりよい運用をしていくというのは、これは善後策としてありだと思います。ただ、今なかなか大崎教室が不安定な状態ということがありまして、一番最初の答弁で申し上げましたように、まずそこの基盤整備をして全体のレベルアップ、これにつなげていくというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 大崎教室に関しましては、今年度春休みから1年生を受け入れるに当たり、来年度4月1日からわくわくスクールに通いたいけれども、通えないお子さんが多数出ていると聞いています。本来であれば、福祉の面からいっても、以前9月の一般質問の際にお話ししてありますが、放課後子ども教室という名前で、文部科学省の管轄で教育委員会教育課社会教育係が担当しておりますが、実情としては厚労省の福祉課が管轄する放課後児童クラブが行われています。その点については、9月の一般質問の際に新・放課後子ども総合プランということについてご説明させていただきまして、教育課だけではなく福祉課とも連携を取って、教育委員会だからということではなく町長部局とも連携を取って進めていくべきだというようなお話をしたと思います。

その点についてですが、第2期大崎上島町子ども・子育て支援事業計画、これは令和2年3月に大崎上島町福祉課ということで出されているものですが、これはインターネットで大崎上島町子ども・子育てと入れたら恐らく町のホームページからPDFが見られるようになっていました。これを基にお伺いしますが、放課後子ども教室に関してお伺いする前にこの子ども・子育て支援事業計画の最初に書いてあることを読み上げさせていただきます。大崎上島町では、少子化が高い水準で進む中、幅広く子育て支援事業を推進しており、子育て支援手当などの町単独事業の継続実施や、小学生の放課後子ども教室、大崎上島学など、学びの島づくりのための施策、次代を担う子供と子育て家庭への支援や、親子の健康づくり、青少年の健全育成などを総合的、計画的に推進してきました。これまでの取組を見直しながら、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、本計画を策定しますとあります。これについては、教育委員会だけのことではなく、町長部局、福祉課が関係しているところです。

これに基づきまして、放課後子ども教室、この子ども・子育て支援事業計画の10ページになりますが、過去に放課後子ども教室、現在本町では子供たちが放課後を過ごす場として放課後子ども教室を町内3か所、定員各35名、わくわくスクール大崎、わくわくスクール東野、わくわくスクール木江で開設しています。本町の放課後子ども教室は、学校の空き教室等を活用し、小学校高学年も以前から利用されており、中学生まで利用できるようになっています。平成31年当初の利用状況は、1から6年生で合計43人となっていますと書かれています。一方、放課後子ども教室の実施要綱によりますと定員が30

名、放課後子ども教室実施要綱の第4条、定員は1教室当たり30人とする。第3条には、放課後子ども教室の対象者は大崎上島町に住所を有する小学生としとなっています。こちらの大崎上島町子ども・子育て支援事業計画が令和2年3月、その後、令和3年3月31日に大崎上島町放課後子ども教室実施要綱がつくられていますが、この定員や、小学生までなのか中学生までなのかというところはどちらが正しい情報なのでしょうか。福祉課長か教育課長か、どちらか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 要綱につきましては、令和3年4月1日に放課後子ども教室の要綱は改定をしております。人数について、1教室当たり35人から30人、そして受け入れる対象についても、もともと児童及び生徒という言い回しでしたけれども、児童に改定をしております。子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から第2期の計画で、6年度までの5か年計画ですけれども、本来そこで整合性を取った形で計画をつくることの方がベターだったと思うんですけれども、今そこでそごが出ている状況だと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 福祉課長にお伺いしてもよろしいですか。35名ということで進めていいものなのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 計画では35名となっておりますが、先ほど教育課長が説明しましたとおり、要綱に沿っていくのが本来の姿だと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） では、先ほどの大崎上島町子ども・子育て支援事業計画の29ページに、障害のある子供の放課後の居場所、日中活動の場の確保という欄がありまして、障害のある子供の放課後の居場所の確保については必要に応じてわくわくスクールで受け入れられる体制となっているとあります。

障害のあるお子さんが利用できる放課後デイサービスについては、現在のところ社会実験事業として木曜日と金曜日のみ実施されていると思います。来年度も同じく木曜日と金曜日のみとなると思います。この場合に障害のあるお子さんの受入れ場所として、先ほど申し上げたように、放課後子ども教室は定員が30名で、大崎教室に関しては4年生以上が通えない状態になるということです。十何名かが恐らく希望しても通えないという、希

望の人数に関しては把握しておりませんが、現時点で利用している数よりも大幅に減るといふふうに聞いています。その場合に、障害のあるお子さんだけではないんですけれども、障害のあるお子さんがいる保護者は、例えば大崎小学校であればどこに預けたらいいんでしょうか。木曜日と金曜日以外は自宅で見てくださいというのが町が進めるところなのでしょうか。障害のある児童に関して限定して今伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 定員がもともと35名を30にしたということなんですけれども、30名以上っていうふうな形になるとスタッフの配置の問題っていうのが苦しいと。安心・安全な場を確保するためにも35を30にした経緯がございます。

今、大崎教室について、来年度37名の入所希望をいただきました。約7名保留ということで、待っていただくというような形で処理をしております。その前に、放課後、授業が終わった後、家に帰宅をして保護者の監護が本当に受けられないのかどうかっていうのを37名のそれぞれ保護者の方々にお尋ねをしました。今、核家族が増えておりますけれども、おじいちゃん、おばあちゃんに面倒を見てもらうことなんてということにはできないのかというのを全て担当者のほうで確認をしましたけれども、残念なことにそういった状態にはならないということで、7名について保留というような形に今させてもらっています。

身体の不自由な児童・生徒が、個人情報の問題がありますけれども、対象者が出る可能性がございます。このときには要綱の改正というのも視野に入れて、一番見守らなければならない子供ということで放課後子ども教室で受入れを検討しているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほどの子ども・子育て支援事業計画の中で、41ページに教育・保育提供区域の設定というところがありまして、子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育サービスを推進する上で地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。大崎上島町の教育・保育提供区域は、町全域を1区域と設定し、町内の教育・保育施設を利用できる体制としますとあるのですが、放課後子ども教室もこの教育区域に当たるのではないかと思います。

大崎小学校に通っているという理由で、ほかの東野小学校、木江小学校も同じ定員30名と定められています。大崎小学校については、毎年入学児童がほかの木江や東野よりも多いのが通常であると思いますが、そのような状況の中で、たまたま大崎小学校に行っているために高学年になったら放課後子ども教室が使えなくなったということはこれと照らし合わせても、大崎上島町を1区域と設定しってということを考えるとその狭い区域でもありますし、子供の人数が限られた状態で、ある学校については低学年まで、ある学校については6年生までっていう状況でよろしいのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） ベストな状態とは考えておりません。以前、東野教室も30名を超えたことがあったようなんですけども、今回、大崎の場合が37名、新1年生が15人いらっしゃる。お母さんも働いているご家庭がほとんどということで、時代の流れていうんですか、専業主婦の方がおって子供さんを見られるっていうのはもう昔のことになっているのかなというようなことを痛感している状態です。なので、この4月1日に37人全てを受け入れてというようなことっていうのは厳しい状況だとは思いますが、スタッフの確保なり、そういったことを努力しながら、先ほど申しあげました要綱の一部改正も含めて検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 時間がありませんので。

放課後子ども教室の件については、学校と連携を取って、居残り勉強ができるような体制を高学年に関してはつくるなど、もしくは放課後子ども教室の別室という形で何らかの措置を取って受け入れができるようにするべきだと思いますので、もうあと一週間で4月1日になりますが、このあたりは早急に対処していただければと思っております。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 続きまして、質問の2点目、自治体DXの推進について、2021年にデジタル庁が設立され、自治体DX、デジタルトランスフォーメーションの推進が求められていますが、大崎上島町では具体的にどのような計画で進めていくのか伺います。また、高齢者が多い本町においては、高齢者のサポートをするデジタル推進員やデジタル活用支援員を配置することが必要だと思いますが、デジタル人材育成やデジタル人材

確保についてどのようにお考えか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 森議員の質問にお答えします。

1点目のデジタルトランスフォーメーションの具体的な進め方についてですが、町民の日常生活においてSNSを含めた情報通信の仕組みは必要不可欠となっております。情報通信ネットワークは進化し、また多様化し続けておりますが、町も各種手続の電子化など、住民サービスの提供、また災害に強い情報システムの構築を確実に、かつ迅速に進めていく必要があります。

国の動向として、令和3年9月に、デジタル化の推進を目的にデジタル庁が設置されております。DXの推進については、国のデジタル・ガバメント実行計画、及び総務省の自治体DX推進計画に基づき、マイナンバーカードの普及促進、及び自治体情報システムの標準化、共通化、住民サービスのオンライン化などを進めていく考えです。本町では、第2次長期総合計画の基本計画、第3章、美しく住みよい環境で暮らすまち、6、情報通信において、ネットワーク統括組織の設置、災害に強い住民情報システムの構築や電子行政の推進を掲げております。国の動きに合わせて様々な手続のオンライン化を進める中で、4年度は児童手当の電子申請を可能とすることなどを予定しており、住民サービスの向上を図ります。

次に、2点目でございますが、高齢者が多い本町において高齢者のサポートをするデジタル推進員やデジタル活用支援員を設置することが必要だと思いますが、デジタル人材育成やデジタル人材確保についてどのようにお考えかとの質問ですが、現状では新型コロナウイルス感染症により、人との接触を避けるオンライン化でのサービスの利用拡大が求められており、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々とそうではない方々のデジタル格差の解消が課題となっております。

高齢者は、特にデジタル活用に不安のある方が多く、高齢者の方の不安解消に向け、国の制度であるデジタル活用支援推進事業、こちらは携帯ショップがない市町村への講師派遣でございますが、この事業により4年度では高齢者スマホ教室を開催する計画です。また、デジタル人材育成のための県主催DX研修への職員の積極的参加やデジタル人材の募集など、自治体DXの推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 時間がちょうど来ましたので、これで終わります。

これで森　ルイ議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。

議案調査及び委員会審査のため、3月23日は休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君）　したがって、3月23日は休会することと決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

24日も9時から開会いたします。

午後2時42分　散会